

復興庁行政事業レビュー
(公開プロセス)
議 事 録

内閣府復興庁予算会計班

復興庁行政事業レビュー（公開プロセス）

議 事 次 第

日 時 平成28年6月23日（木）13：00～17：59

場 所 中央合同庁舎4号館6階復興庁特別会議室

- 1 帰宅困難区域の入域管理・被ばく管理等（内閣府）【p. 2～p. 16】
- 2 東日本大震災復興交付金（復興庁）【p. 16～p. 29】
- 3 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金に必要な経費
（文部科学省）【p. 29～p. 40】
- 4 漁場復旧対策支援事業（農林水産省）【p. 41～p. 54】
- 5 三陸復興国立公園等復興事業（環境省）【p. 54～p. 64】

○大西参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を開始いたします。

本日、進行役を務めます大西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、初めに、復興庁行政事業レビュー推進チームの副統括責任者であります大鹿審議官から御挨拶を申し上げたいと思います。

○大鹿審議官 復興庁審議官の大鹿でございます。予算、決算を担当しております。本日のこの復興庁の行政事業公開プロセスの開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

ことしの3月11日をもちまして東日本大震災の発災から丸5年を経過いたしました。この間、政府におきましては、当初5年間を集中復興期間と定めまして、約25兆円に上る財源の裏づけを得て復興に取り組んできたところでございます。おかげさまをもちまして、例えば、避難者の数でいきますと、被災直後のピーク時には47万人いらっしゃいましたが、直近では16万人まで減少しております。また、3万戸の公営住宅、あるいは民間の宅地を供給すべく、現在、鋭意取り組んでおりますが、この平成28年3月末をもちまして約5割が完成いたしました。今年度末になりますと、約8割が完成するということまで来ております。それから、福島原子力災害被災地域でございますけれども、避難指示の解除も着実に進められているところでございまして、おかげさまで復興は着実に進展してきていると思っております。

それで、今年度から、後期5年ということで復興創生期間と名づけておりますが、この後期の5年が始まっております。この5年間におきましては、今なお仮設住宅等で暮らしている方に円滑に恒久住宅に移転していただく、あるいは各地域、各町の活性化をはかっていく。それから、福島におきましては、本格的な原子力災害からの復興・再生を果たしていくということが主要な課題になっていると考えております。

10年間で最大32兆円という財源をいただいておりますけれども、この復興関連予算といえども、効率的・効果的な事業実施が求められていることは当然でございますし、また、復興財源の一部には、復興増税という形で国民に負担をお願いしているものもございます。また、日本郵政株といったように、国民共有の財産の処分収入も活用させていただくことになっておりますので、一層、効率的・効果的な事業実施を意識しながら予算の執行に当たっていく必要があると考えております。

本日、外部有識者の方々に御参画をいただきまして、客観的、あるいは専門的な視点から各事業の課題や改善方策について御審議をいただくことになっております。本日の議論が実りあるものになりますよう、先生方におかれましては、忌憚のない御意見をどうぞ賜りますようよろしくお願いいたします。冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大西参事官 ありがとうございます。

まず、一言、空調は入れておりますけれども、これから徐々に効いてくるとは思うので

すが、もしお暑いようでしたら、上着は適宜脱いでいただければと思います。これは事業所管部局の方も、お暑ければ、そうしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

まず最初に、本日の公開プロセスの趣旨を御説明させていただきます。政府は毎年、行政事業レビューとして、事業に係る予算の執行状況を把握、公表し、事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求等に反映することとされております。公開プロセスは、この行政事業レビューの一環として行われるもので、公開の場で外部有識委員と事業所管部局が質疑、議論を行い、事業の点検を実施するものでございます。本日の公開プロセスの様子はインターネットで中継をしております。

続きまして、外部有識委員の皆様を御紹介いたします。

復興庁指名の外部有識委員は、左から、阿部博友先生でございます。

樫谷隆夫先生でございます。

中里実先生でございます。

阿部先生におかれましては、本日の会議に当たりまして、意見の取りまとめ役をお願いいたします。

行政改革推進本部事務局指名の外部有識委員は、河村小百合先生でございます。

茶野順子先生でございます。

山田真哉先生でございます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、オブザーバーとして、復興庁から長島忠美副大臣に御出席いただいております。

本日、議論いただく事業でございますが、「帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等」「東日本大震災復興交付金」「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金に必要な経費」「漁場復旧対策支援事業」「三陸復興国立公園等復興事業」の合計5事業につきまして、各50分で御議論いただきたいと思いますと思っております。

外部有識委員の皆様におかれましては、審議の後半にお手元のコメントシートを回収いたしますので、適宜コメントシートの記載をよろしくお願いいたします。

それでは、最初の事業、「帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等」の議論に入らせていただきます。

事業所管部局である内閣府から事業概要の説明をお願いいたします。

○内閣府担当者 内閣府原子力被災者生活支援チームの白神と申します。よろしくお願いいたします。着座して説明させていただきます。

お手元の資料のまず1ページでございますが、帰還困難区域の入域管理・被ばく管理の事業につきまして、今回御指摘いただいているのは、「一部契約において、10億円以上の一者応札（一般競争入札実施）が3年連続であり、改善について、検討が必要。」ということで、論点としては、一者応札が生じた理由について、どのような分析をしているのか、その分析を踏まえてどういった対策を講じるかということが論点になってございます。

事業の概要について簡単に御説明させていただきたいと思います。お手元の資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

2011年3月11日の福島第一原子力発電所の事故におきまして放射性物質が広い範囲に拡散されまして、8ページの左側の地図をごらんいただきたいのですが、放射性物質の線量の高い地域を赤い区域、それより低い区域が黄色、緑と3つの区域に分けられまして、この赤い区域につきましては、帰還困難区域ということで、一般の人の立ち入りを制限するというので、政府の原子力災害対策本部で決定がなされております。もし、この地域に入る場合には、被ばく管理の徹底、あるいはスクリーニングを徹底するという指示が政府より出されております。私どもは、この政府の決定に基づきまして、赤い区域の帰還困難区域に人が入って不要の被ばくをしないようにバリケード管理をしております。ここの地域につきまして、道路から人が入ってこられますので、そういったところに八百数十箇所のバリケードを設置しております。

そして、例外的に、ここに住んでいる方々は2万数千人おられましたので、住民の方々がお墓参りや家の手入れに臨時に一時帰宅される住民の方の一時立ち入りという場合と、もう一つの例外としましては、公益立ち入りということで、公益施設、例えば、送電線といったものの工事、あるいは道路の復旧工事、そういった工事関係者の一時立ち入りを認めているわけでございます。

住民の方の一時立ち入りにつきましては、8ページの右の図に書いてございますように、入城される前に、タイベックスーツとかの防護装備等を渡して、線量を管理していただく。そして、出るときには、汚染されていないか、被ばくのおそれがないかということでスクリーニングをして出ていただくと、そういった管理をしております。

ページをめくっていただきまして9ページ目をごらんいただきたいのですが、そういった一連の業務、一般の方々が立ち入る場合に、事前にコールセンターで受付をして、トランシーバーとかを貸し出して、バスの立ち入りの場合は、そのバスを運行したり、あるいはパトロールを随時行ったり、急病の方が出るといけませんので、看護師を配置したりしております。そして、先ほど申し上げましたように、この区域から出るときに、被ばくしているかどうかというスクリーニングをチェックしております。

今回御指摘のあった一者入札、10億円以上の契約は、6番目のバリケード維持管理というところで、この写真にございますように、道路にこういった鉄パイプ、あるいは蛇腹のバリケードでもって人が入れないようにしております。そして、先ほど申し上げましたように、住民の方が一時的に帰られる場合、あるいは公益の立ち入りとして工事関係者が入る場合に、こういった蛇腹のところに警備員がついておりまして、そこを有人管理してございます。

2ページめくっていただきまして11ページをごらんいただきたいのですが、具体的な帰還困難区域を拡大した図が左の地図にございまして、主な幹線道路につきましては、有人ゲートということで、警備員がそこに立っておりまして、日中、人が入る場合に、一部の

認められた方だけに通行証を発行しておりまして、その通行証を警備員がチェックして、入域と退出を管理してございます。そこにございますように、有人ゲートは26カ所、主な幹線道路に配置してございます。

1 ページめくっていただきまして12ページでございますが、私どもは一者応札の回避に向けて、これまで取り組んだ事例としましては、平成21年3月に出されている「1者応札、1者応募に係る改善方策」を参考に実施してまいりました。

1つ目は、早期の入札公告、開札の実施であります。

2つ目は、公告期間の長期化。

そして、一者応札にならないよう、広く皆さん方にこういった公募があるというのを知っていただくために、内閣府のホームページ上での市場価格調査における、仕様書に対する意見募集の実施や、内閣府・復興庁の掲示板におけます、実際、これは紙で張り出しておるわけでございますが、入札公告を掲示したり、あるいは政府全体のポータルサイト、これは全省庁の政府電子調達というインターネットのポータルサイトがございますので、そこに入札公告を載せて、広く、こういった事業があることを皆様方にお知らせするという努力を行ってまいりました。

しかしながら、御指摘事項にございますように、3年一者応札が続いているということで、こういった問題が顕在化する前に、私ども、今後の改善策といたしまして、その下の枠に書いてあるような改善策に取り組んでいきたいと考えております。

一番大きいこととしましては、事業者における入札可否の検討時間を確保するための環境をまず整えるということで、入札者を贈やして、実質的な競争性を確保していきたいと考えてございます。

上記のこれまで実施しています取り組みに加えまして、入札公告、開札に係る、さらなる早期の実施を行います。

また、市場価格調査期間、それと公告から入札説明会、入札説明会から入札までの期日の長期化を図ってまいります。

さらに、業務説明会を、これまでは1回だけであったのですが、それを複数回開催していきたいと思っております。

また、実際、応募される方にこういったものを私どもが求めているかを明確にするために、仕様書のさらなる明確化を行うとともに、仕様書に記載する資格要件につきましては、事業実施に際して、最低限必要なものということで、毎年度精査を行いまして、仕様書において資格が必要とされる範囲をより明確に記載をいたします。

また、入札可能な事業者を発掘するために、公平性を確保しつつ、事業者に対して声かけを実施いたします。

最後ですが、入札説明会参加企業に対して、入札不参加の理由等のヒアリングについても行っていきたいと考えております。

今後、こうした改善策をとることによって、御指摘ありますような一者応札が続くこと

のないよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大西参事官 それでは、質疑、議論に入らせていただきます。これまでの事業概要の説明を受けまして、御質問等のある先生は挙手をお願いいたします。

榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 御説明ありがとうございます。

今、御説明いただいた一者入札が3年続いたことに関連することですけれども、今後の改善策の中で、最後に参加企業に対する入札不参加理由のヒアリングをしていただいたわけですけれども、参加しない理由というのはどういうものなのか、その参加しないという理由から見て、上の6つの○の解決ができていのかどうなのか、できそうなのかどうなのかということですかね、それはいかがなのでしょう。

○内閣府担当者 ここに書いた上の6つの○につきましては、私ども、今後しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。そして、入札説明会に参加していただいた企業に対して、どうして今回参加できなかったのかということヒアリングすることによって、ここに私どもは6点、今後の改善策を挙げておりますが、それでは不十分な場合がもしあれば、さらなる改善を考えていきたいと思っております。

○榎谷先生 ヒアリングしていなかったということなのですね。というように理解していいですね。

○内閣府担当者 これまではヒアリングしておりません。そこは反省しております。

○大西参事官 茶野先生、その後、河村先生でお願いいたします。

○茶野先生 今の御質問に関連すると思うのですが、今まではヒアリングをされていなかったということなのですが、表の上のほうには「これまでに行った取組」ということで、仕様書に対する意見募集を実施されていると書いていらっしゃるけれども、寄せられた意見の中で、何か理由の参考になるようなものとか、あるいはどんな意見があったかとか、そういうことについて少し教えていただけますでしょうか。

○内閣府担当者 仕様書に対する意見募集の実施というのは、平成21年3月に公表された内閣府／内閣官房の改善方策に基づいて行っております。ただし、私どもは意見を募集してはございますが、具体的な意見が寄せられていなかったというのが実態でございます。

○大西参事官 河村先生、お願いします。

○河村先生 説明ありがとうございます。

議論の最初の段階でお尋ねしたいのですが、釈迦に説法かもしれませんが、なぜ一者入札を回避しなければいけないとお考えかを最初にお尋ねしたいと思います。他の質問も続けさせていただきます。

○内閣府担当者 一者入札を回避しなければいけない理由ですが、一者だけですと競争が十分に担保されないということがございまして、多数のプレイヤーがいないと競争原理が働かないわけございまして、その前提となるプレイヤーを多くするという意味で一者入

札を避けるということで、競争原理を働かせて、よりいいものが、より適切な価格で事業に参加するのではないかと考えておるわけです。

○河村先生 ありがとうございます。

こちらも全く同じ認識でいるのですけれども、これは被ばくした地域に関するお仕事ということで、全国の他の都道府県でやるような仕事とは違い、ちょっと特殊なところがあるのは理解できるのですね。ただ、さはさりながら、1者とか2者とか、少ない入札者数になってしまっている。今回は予算の規模で10億円以上ということで1つ例が挙がっていますけれども、他のところについてもそうですね。一者入札だったり、多いのも2者入札だったり。ただ、内容を見ると、帰還困難区域だからという特殊性がありそうなものもありますが、コールセンターの運用業務とか、傷病者の対応業務とか、受付等の支援とか、必ずしも帰還困難区域であること特有のお仕事だけではないのではないかなと思うのですけれども、そういう仕事でも入札者数が少なくなっている理由にはどういうことがあるとお考えでしょうか。

○内閣府担当者 今、先生御指摘のように、受付業務というのはコールセンター業務でございまして、これは一般のコールセンターの窓口と同じでございまして、特殊な技能は必要としておりません。そういった意味で、平成27年度も2者応募がありまして、一者応札ではないのですが、特殊な技能を要するわけではございませんので、私ども、こういった事業があることを、世の中のこういった事業をされている方々に対しての周知が足りなかったのではないかと、そこは反省しているところでございます。

○河村先生 事前勉強会するときにもお願いしたのですが、この事業については落札率のところはスラッシュになってしまって非公開になってしまっているのですが、ここはぜひ公開をお願いしたいと引き続き考えておりますが、このような対応になっている理由について、お話しいただければと思います。

○内閣府担当者 スラッシュということで書かせていただいたのは、公平な競争を阻害するおそれがあるということで、お手元の資料13ページをごらんいただくと、ここは予定価格の公開と書いておるのですが、こういった趣旨と同じ意味で、今後の事業におきまして適正な競争を阻害するおそれがあるのではないかと私どもは考えておりまして、それで今回、非公表とさせていただいております。

○河村先生 ここのところをお尋ねしたいのですけれども、「予定価格を公表した場合、入札参加者が予定価格を目安として入札し、落札率が高止まりすると考えられることから」というのは、ある程度複数の応札があつて、競争が働いていて、結果的に幾らかということがわかっているときかなという気もするのですけれども、今の状況は一者応札ですね。それで落札率を出さないというのは、見せたくないから出さないということなのですか。高どまりするから見せられないではなくて、高どまりしているから見せられないということになるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○内閣府担当者 私どもは、高どまりするから見せたくないということでは考えておりま

せん。

○河村先生 高どまりしているからではないのですか。

○内閣府担当者 そういう理由ではございませんで、今後、私ども、複数の参加者が入っていただくよう、改善策を通じて努力していきたいと思っております、今は確かに先生御指摘のように、1者とか、あるいはコールセンターのように2者の入札でございますが、今後、複数応募者があると、私どもはそう願っております、そういった場合に、公平な競争を阻害するのではないかというおそれがあると考えております、こういう形にさせていただいております。

○河村先生 ここは多分、意見は合わないのだろうと思うのですけれども、では、鹿島建設が落札されているところ、バリケードの維持管理業務というところ、ここで使っているおが高どまりではないと。類似する業務で、帰還困難区域だということで、他の地域と比べて特殊だという事情を除いたときの他の事例とも比較して御説明をお願いしたいということを事前勉強会のときに申し上げていたと思いますので、この内訳がどう使われていて、どう高どまりでないと言えるのかを御説明いただきたいと思います。

○内閣府担当者 お手元の14ページをごらんいただきたいのですが、ここに鹿島建設の委託内容の内訳を書いております。これにつきましては、上に書いています福島総合警備保障というところが実際の警備を担当しております、これはほとんど人件費でございます。それと、その下に双葉環境整備と書いてありますが、これは帰還困難区域での業務ということで、特殊性になりますが、こういった警備員の方の放射線管理、被ばく管理をする業務でございます。その下に鹿島道路とございますが、これはバリケードを設置したり、あるいは修理、そういったことをする、クレーンとか、そういった機械を担当しており、そういった工事をやっているところでございます。そういった委託金額の合計が14億円少しありまして、今回、平成27年度の執行額は17億円弱でございますが、この差額が鹿島建設への支出額であります。この鹿島建設は、実際、こういった業務を管理するために、帰還困難区域の近くに鹿島の事務所がありまして、そこで数名が常時勤務して管理しておりますので、そういった人件費、あと、バリケードそのものの、鉄パイプとか、あるいは蛇腹の金網とか、そういったものを調達する物品のお金になっておりまして、ここについては無駄使いがないと考えております。

それで、先ほど先生おっしゃいました、他の業務との比較でございますが、通常かかる、本当の固定費のようなものでございまして、その意味で無駄使いがないと思っております。

もう一枚めくっていただきまして15ページをごらんいただきたいのですが、鹿島の枠の中で、福島総合警備保障というところが実際、警備をやっておりますが、その警備につきましても、上の1人日当たり警備員の人件費ということで、2万4,000円弱でございます。同じような他の事業でございますが、一番下の除染工事普通除染作業員と、その上の除染工事交通誘導員Aがありますが、同じような業務でも2万2,000円とか、あるいは2万6,000円とか、同等の額、あるいはそれより高い額で、警備に当たる、交通整理をする業務の人

がそういった金額になっておりまして、他と比べても高くはないと私どもは考えてございます。

○河村先生 ありがとうございます。

ここにある特殊勤務手当というのが、要するに、放射能汚染のある地域特有の手当という理解でよろしいのでしょうか。

○内閣府担当者 はい。先生御指摘のとおり、まさに帰還困難区域の近く、あるいは帰還困難区域の中で作業するという意味で、鹿島の関係の警備会社の特殊勤務と、下のほうの除染関係も同じ位置づけでございます。

○河村先生 わかりました。

もう一つお尋ねしたいのは、仮に、これが全然関係ない、他の都道府県で、放射能汚染とか、そういうのがないエリアで、この手の警備、例えば、災害復旧とかのときに頼んだときには、要するに、特殊勤務手当がないベースだと、1人当たりの警備員の人件費というのはお幾らぐらいなのでしょう。

○内閣府担当者 この特殊手当というのは約1万円程度なのです。これはばらつきがあって、一概に言うとも1万円程度なのですが、これを差し引くと、1万円ちょっとになります。それは私どもの警備員も、除染をやっているところの警備員も同じなのですが、他の東北地方、あるいは全国のいろいろな工事現場で警備をされている、交通誘導されているところの単価を見ると、1万円少しでございまして、特殊手当1万円を引いたのが1万円少しでございますから、実際やっている特殊性を除いても、決して私どもの警備員が特段高いというわけではないと考えてございます。

○河村先生 いろいろお尋ねさせていただいて、ありがとうございます。わかりました。こうやって拝見してくると、鹿島建設にお願いして、この内訳はこうなっているということで、御説明、資料も御用意いただいて、よくわかりました。

ただ、同じような仕事で、どうして他のゼネコンだとできないのかなど。この合計額と執行額の間にも差があると。仮によそのゼネコンが受けられたときに、警備会社は別にALSOKだけではなくて、例えば、社名を出していいかわかりませんが、セコムとか、他にもありますね。そういうところだったらお幾らになるのかなどという気もしますし、ここはぜひとも、一者応札にならないで、他にお願いしたらどうなるのかということで、御検討いただけるように、一歩前に進めていただきたいと思います。これはコメントです。済みません、長々と御質問しました。ありがとうございます。

○大西参事官 それでは、山田先生、お願いいたします。

○山田先生 同じ論点なのですが、今後の改善策でいろいろとありますが、特段抜本的な改革ではないので、私としては、そんなに効果があるのかどうか疑問だなどというはあるのですが、14ページのところを拝見しますと、結局、ALSOKがほぼほぼ警備料だと。であれば、発注する側も、警備料は警備料、バリケード設置はバリケード設置で分けて発注すれば、それだけ皆さん応札しやすくなる。こういう応札が来ないのは、資格要件が厳

しいからというのも結構ありますので、そもそも資格要件をもっと緩やかにするには、先ほど河村先生からも出ましたが、警備会社はいっぱいあるわけですし、もっと分けて発注できるのではないかと。

分けて発注という意味では、地域別もですね。複数の市町村にまたがってバリケードをつくっているわけですから、当然、それぞれの地域で発注すれば応札はしやすくなる。もちろん、危険地域に入る場所と出る場所が違っていると、そういうケースもあると思います。でも、それを言い出すと、コールセンターがそもそも別会社なわけですから、コールセンターが管理すればいいわけであって、コールセンターも同じ会社、バリケードも同じ会社だったら、全部同じ会社が見なければいけないという理屈はわかるのですが、コールセンターとか受付等支援とかが全部別の会社なのに、バリケードだけが同じ会社でなければいけないという理屈が若干私にはわかりづらかったので、その辺の説明をお願いしたい。

それとともに、15ページの1人日当たりの警備員の人件費が、警備員に実際にわたるお給料だったら比較になると思うのですけれども、単に警備料としてばんと渡して、それを警備員の人数で割ったのだったら余り意味がないといえますか、コスト削減で、この資料を会計士に出したら、ふざけるなという話になると思うのですね。マージンを一体どれだけ取られているのかが知りたいので、この人件費については一体どういう算出で出てきたものかは気になると思います。

あと、バリケードの管理で、有人はすごい大事だとわかるのですけれども、3ページ目に入城を希望する住民の一時立入実施日数というのが、アウトプットとか、他にもあるのですけれども、200日ぐらいなのですね。ということは、残り150日ぐらいは誰も通らないということなのですかね。だとすると、交通量がいっぱいあるから一者管理でないと入ってくる人を管理できないというなら理屈はわかるのですけれども、誰も立ち入らない日があるのであれば、それこそ一者が、鹿島建設だけがバリケードの維持管理をしなければいけないという、交通量が多いから一者で管理しなければいけないという理屈になるのかはちょっと疑問に思った点でございます。済みません、長々と。

○内閣府担当者 それでは、最後に御質問いただいた点から答えさせていただきたいと思っております。

入城を希望する住民の一時立ち入り、確かに200日ちょっとでございます。今、先生御指摘のように、150日はどうしているのかということでございますが、冒頭御説明させていただきましたように、帰還困難区域に入る場合は、住民の方の立ち入りと、あとは工事関係者などの立ち入りと大きく2つございまして、確かに住民の方々は立ち入ることができる日数はこの程度なのですが、残りの150日におきましては、主に公益立ち入りと言われている、工事関係者であったり、あるいは放射線量が高い地域ということで、学術研究のために、研究者、大学関係者の方も多く入って調査をされております。工事関係者、道路工事とか、鉄塔の修理とか、インフラの関係の工事、そういった方々と、調査研究ということで、やはり365日、正直なところ、正月においても、実際、工事関係者の立ち入りがござい

ます。ですから、365日警備員を常駐しておかなければいけないということでございまして、必要だということでございます。

○山田先生 有人管理が必要ないという意味ではなくて、交通量の問題ですので。わかりました。公益立ち入りなどで、要は管理しやすい人たちが来るということですね。

○内閣府担当者 いただいた質問はあと2つあったと思うのですが、最初にいただいた御質問ですが、警備員とバリケード会社を分割できないかどうかという御指摘でございましたが、私どもも一者応札を避けるために分割できないかということも検討いたしました。いろいろ検討したのですが、実際、今、業務を見てもと、バリケードの維持管理と警備員は表裏一体で運用しておりまして、それを鹿島が全体として調整をしているということでございます。

あと、警備会社を、例えば、4つの町がございまして、町ごとに分けるということになりますと、それぞれ4社の警備会社が入ったとしますと、警備会社の警備員なのですが、非常に線量が高いということで、線量が高い地域に同じ人がずっといると、年間の線量が法定で定められている限度に達しないようにということで、線量の管理をしなければいけませんので、高い地域にいる人と低い地域にいる人をローテーションしなければいけないわけでございます。各町ごとに少人数の規模、例えば、10人とか20人の規模で配置しておりますと、高い地域ばかりに人がいなければいけないことになって、労務管理上もふさわしくないということで、ある程度大規模な形で警備員を確保して、高線量で働いた人を今度は低線量の地域に持って行って、その中で警備員をローテーションすることによって被ばく管理を行うという特殊性がございまして、警備員の会社を分けることもちょっと難しいのではないかと私どもは考えています。

○山田先生 私の質問の意図が違います。ローテーションの話で言うならば、別に市町村で分ける必要はなくて、線量の高い地域と低い地域を、こちらのほうでわかっているわけですから、高い地域と低い地域が分かれるようにして4つぐらいのグループに分けて発注したらだめなのですか。

○内閣府担当者 線量というのは、事故直後に、風の向き、雨が降ったところで下に落ちている地域も、ホットスポットとかいう意味で、非常にばらばらでございます。ですから、細かく分けるとなると、本当に細分化してということになって。

○山田先生 26ですよ。本当は26ではなくて、1つのゲートにいっぱい、まだ分かれるのですか。

○内閣府担当者 今は26のゲートでございまして、高いところについては、線量を下げるために草を刈ったり、土を剥いだり、いろいろなことをやっておりますが、非常に高いところは高いところでございまして、今は26でございまして、冒頭、審議官から御挨拶ありましたように、避難区域が徐々に解除されていまして、帰還困難区域の周り、例えば、南相馬市とか、葛尾村とか、そういった地域が避難解除されるとなると、帰還困難区域の幹線道路を自由に通行したいという要望が自治体から強くございます。そういったところで、

幹線道路のゲートを有人管理にして人を増やさなければいけないと、そういう状況もございますので、今年度も、地元と調整、これからしていくのですが、ゲートの数は増えると我々は考えておりますので、今は確かに26ですけれども、今後増えていきますので、先生御指摘のような形ではなかなか難しいかなと考えております。

○山田先生 増えたら増えたときに、4グループなら4グループ、高い地域とか低い地域を分けたいわけであって、ローテーションの問題も、別に警備員がずっとこの地域の有人バリケードをやらなければならないという理由はないわけではないですか。ALSOKだって、福島市内だろうが郡山だろうが、それぞれ事業所はあるわけですから、1カ月こっちで働けば、残りの月は市内とか、別に浜通りにいなくていいわけではないですか。ローテーションの問題というのは、26カ所全部えいっと丸投げするからローテーションもやろうかという話になるわけであって、個別分解していけば、それぞれの会社は、民間企業では普通やりますよ。

○大西参事官 ちょっと済みません、一言。先生方、質疑の終了時間が近づいてございますので、お手元のコメントシートに記入をしていただければと思います。記入の終わった先生からコメントシートを回収させていただきますので、事務局にお知らせいただければと思います。

○内閣府担当者 よろしいですか。今、先生おっしゃるように、ALSOKのようなある程度の規模があるところであれば、福島とか、郡山とかに行った人が帰還困難区域に回ることができますので、そういったことも可能かとは思いますが。

○山田先生 ですよ。だから、小分けにして発注したほうがいいのではないですかという話になってしまいますね。そうしたら、それぞれ、小さいところでも対応可能でしょうし、そもそもALSOKが本当に自分たちの会社の中の人員でやっているのですか。

○内閣府担当者 鹿島から聞いた話では、発注を彼らがする場合に、ちゃんと業務が実施できるかどうかということで、どういった警備員を配置するのか、名簿を出してもらっています。現在、200名の名簿を出してもらってしまっていて、その警備員の方がどういった資格を持っているのかということと、警備員の経験年数、そういったことも詳しく出させていただいて、警備の実施が可能かどうかを出していただいていますので、その名簿にある、200名なら200名の中でローテーションを組んでやっていただいております。

○山田先生 ということは、警備会社も大手でないといけないということになるのでしょうか。

○内閣府担当者 それだけの人数を確保できる会社であれば、大手であろうが、中小企業であろうが、私どもは業務を正しく遂行できればいいと考えております。

○山田先生 その理屈で言うと、復興庁は、今回のこれに関しては、警備は帰還困難区域でずっと働ける人が望ましいと。

○内閣府担当者 ずっと働けるというか、その名簿を出していただいた人たちの中で、きっちり警備会社が管理して運営していただくということを考えております。

○山田先生 では、直接やったほうがいいのではないですか。線量が大事とか、そういうのを考えるのであれば、鹿島へ一回通さずに、復興庁が直接やるのが筋ではないですか。

○内閣府担当者 私ども、そういうことが対応できないかどうかも検討いたしました。実際、先ほども申し上げましたが、バリケード管理というのは、バリケードの設置、修理、警備員、それと警備員の実際の放射線管理、そういったものを一体的に行っておりますので。

○山田先生 その一体的がふわっとして、だったらコールセンターも受付も被ばく管理も一体ではないのですか。普通、バリケードと警備は会社はそもそも別ではないですか。それぞれの会社がやればいいだけの話であって、他の現場も大手ゼネコンが入らないと警備員とバリケードはうまくいかないものなのですか。

○内閣府担当者 私ども、鹿島でなければいけないとか、大手ゼネコンでなければいけないということは考えておりません。私どもが要求する業務を遂行できる会社であれば、大手だろうが、中小だろうが、それは構いません。コールセンターは電話ですので、今、宮城にあります会社でやっております。一体運用というのは、帰還困難区域の現場に、あるいは現場に何かあったらすぐ駆けつける体制で、その現場で、地域に密着した形でやらなければいけないという意味で一体運用と申し上げております。

○大西参事官 河村先生、お願いします

○河村先生 今の点で。何か鹿島建設からの御説明を聞いているみたいでしたね。鹿島道路のお仕事、予算見ると、支払額は3,600万円。これだけでは全然おいしくない。この警備料だって、実際に警備員の方お1人お1人が受け取っているお金が幾らなのかということをお山田先生がお尋ねになられましたけれども、ここがどんぶりで行っているところがおいしい源泉なのですかね。こういうおいしいどんぶりの事業はよそのゼネコンも、ちょっと危ないから手を出すのはやめようということで、その結果が一者入札の3年継続、そういうことなのではないのですか。

私は、コメントとして申し上げますけれども、この一者応札を改善するために工夫できる余地は大いにあると思います。ゼネコンも鹿島だけではないし、被災地のものを鹿島だけがということでもないでしょうし、警備会社だって、大手とか、中堅とか、いろいろあるでしょうけれども、日本全国ほとんどALSOKの独占状態でも全然ないし、他にもありますね。そういうところはきちんと工夫して、警備は警備で分けて発注するとか、警備だって、山田先生おっしゃられたみたいに、エリアを分けて発注するとか、いろいろ工夫すれば、今の状況は打開できると思います。

以上です。コメントです。済みません。

○大西参事官 それでは、まだ記入されていない先生におかれましては、コメントシートの記入をお願いいたします。

それでは、現在、コメントの集計作業をしておりますので、引き続き御質問等がある先生は行っていただければと思いますので。

樫谷先生、お願いします。

○樫谷先生 一者応札でないようにいろいろ努力していただくのですけれども、結果的に一者応札になってしまうこともあるわけですね。今の状況を見たらですね。そこは、コストについて、今、説明いただきましたように、適正であると思うと、こういうデータが出てきているわけですね。適正であるかどうかは、これを見たら、多分、そうなのかなという気はしないでもないのですけれども、もっと効率的にコストを下げられるのではないかという見方もないわけではないのです。もし一者しかなければ、一者しかないことを前提に、その一者ともう少し話し合いをしながら効率化するとか、何か工夫をして効率化するとか、そんなことを考える余地はないのでしょうかね。これは随意契約みたいになってしまうと思うのですけれども、随意にするといろいろな問題が出る。しかし、逆に随意でぎしぎしやったほうが、どうせ一者しかないのだったら、かえってよくなるということも理屈上は考えられるのですけれどもね。いろいろ努力していただいた後、どうしてもないとしたら、一者なのだとすることを前提に、鹿島になると思いますけれども、鹿島と内閣府がお互いに知恵を出し合いながら、工夫をしていって全体を上げていくみたいなことは難しいのでしょうかね。

○内閣府担当者 今、先生おっしゃるとおり、税金を節約するという意味で、御説明いたしました改善策について、しっかりとやっていくつもりでございますが、私どもの努力にもかかわらず、仮に今後も一者応札になった場合には、そういった可能性も、会計担当部署とも相談しながら検討していきたいと思っております。

○大西参事官 茶野先生、お願いいたします。

○茶野先生 9ページの業務の1から6までは今までお話していたと思うのですけれども、7が最後に書いてあって、入域管理に関する調査研究をされていると書いてあります。これは業者ではなくて、実際にどなたがやっていたら、恐らく、こういうところで調査研究されたものが、これからどう仕事をしていくとか、例えば、樫谷先生の御指摘あったところとかにも少し反映できるのではないかと思うのですけれども、こちらの調査研究はどのようにされていて、どういう結果が今までわかっているのでしょうか。

○内閣府担当者 実は、7番の入域管理に関する調査研究というところは、これまで世界でこういった事故は福島第一原子力発電所以外にチェルノブイリの事故のみでございまして、チェルノブイリの事故でどういった対応がなされているのかということも、今後、我々の対応に生かせないかどうかということや、あるいは、今、政府の中で、今年の夏を目途にということで、帰還困難区域の見直しを検討しているところでございますが、帰還困難区域のあり方が、検討の見直しによって、今はバリケードで全部管理するということをやっておるのですが、今後どういった形になるのかわかりませんが、そういった場合に調査を行って、できるだけ効率のいい管理ができないか、あるいはスクリーニングも含めた入域管理ができないかということに使うためのお金なのですが、これまでここについては、発注は平成27年度は行っておりません。

○茶野先生 これからは少しそういうこともされるということですか。

○内閣府担当者 これから状況を見て、必要に応じて、今、先生がおっしゃったようなことも踏まえて取り組んでいきたいと思います。

○大西参事官 阿部先生、お願いします。

○阿部先生 今後の見通しなのですけれども、大変重要な業務を担われているわけなのですが、予算としては、今後、このバリケード管理業務というのは増えていくという傾向にあるのでしょうか。それとも漸減していくという傾向にあるのでしょうか。それとの関係で予算の効率化というものは、何年か業務を重ねている場合、ある程度低廉な方法を考えられると思うのですけれども、一層の効率化は図れないかどうかという観点で御意見を聞かせていただきたいと思います。

○内閣府担当者 私ども、税金を節約するという意味で、一層の効率化に取り組んでいきたいと思っております。先ほど申し上げましたとおり、現在、政府の中で、帰還困難区域のあり方について、今後どうやっていくべきかということを検討してございます。ですから、現在は、全部をバリケード管理して入域を管理しなさいということが平成23年12月に決定されて、それに基づいてやっておるのですが、今、政府の内部で検討している結果次第によっては、この業務、平成27年度は40億円ですが、その業務量に応じて、あり方がどうなるかによって変わってきますので、業務が増える場合、減る場合、いずれにおきましても、一層の効率化を図っていきたいと思っております。

○大西参事官 河村先生、お願いします。

○河村先生 レビューシートなのですけれども、成果目標とか、アウトプットとか、いろいろ書いていらっしゃるのですけれども、他の政府のお仕事に比べれば特殊な事業だろうとは思っているのですけれども、例えば、アウトプット指標で、バリケード設置の実施日数と書いてあって、平成25年度365日、平成26年度365日、こういうのは書く意味があるのですか。

○内閣府担当者 先生御指摘のとおりでございます。私どももいろいろな指標がないか検討しました。この業務の大目的は、放射線量の高い地域に人が入らないようにして、万一、人が不要に入って被ばくしてしまうというのが一番いけないこととございまして、そういった事故がないように、日々、365日しっかりと管理することがこの目標の大きな目的でございますので、365日しっかりと入域管理をして、バリケード管理することによって、そういった事故が起きないようにすることが一番だと思ひまして、それでこういった指標を書かせていただきました。

○河村先生 でも、設置したら、解除になるまではそのまま置くのが普通であって、こういうところにこういう数字を出すのはどうなのかなと思いますね。だったら、例えば、バリケードを置く数は、今後、いろいろな要素で変動し得ることも伺いましたけれども、別にこれは数が増えればいいのか、減ればいいのかというものでもないのか、そういう数字とかをお出しになれるほうがよほど前向きなのではないのかなと思います。

○内閣府担当者 おっしゃるとおりだと思います。また検討させていただきたいと思ひま

す。

○大西参事官 それでは、取りまとめコメント案の準備ができましたので、阿部先生から御説明をお願いいたします。

○阿部先生 6名の有識者の評価結果は、廃止とされた方はゼロ名、事業全体の抜本的改善とされた方が2名、事業内容の一部改善とされた方が4名、現状どおりがゼロでございました。

これを踏まえて、全体の評価結果としては、事業内容の一部改善。そして、取りまとめコメントとしては、一者応札に係る取り組みが不十分。まずはその理由を明確化した上で、例えば、分割発注を行うなどの必要な対応をとるべきであると考えておりますけれども、先生方、御意見がございましたら、お願いいたします。どうぞ。

○河村先生 こちらで基本的にいいのですが、できればつけ加えていただきたいというのがありまして、落札率の問題などもありますので、入札の状況等の透明化とか、透明性を向上させるとかを盛り込んでいただければと思います。

○樫谷先生 今の河村委員のおっしゃったことに関係するのですが、公表しないというのは、一者応札だと、むしろ公表したほうがかえって弊害が出るというお考えではないのですか。つまり、公表してしまうと、その数字がベースになって、100%になってしまうからということとは違うのですか。競争があれば、出しても、それ以下におさまる可能性があるのですが、努力しても一者しかなければ、知恵を使うのは置いておきまして、結局、高どまりしてしまう可能性があるというお考えからそうされているのか、それとも、それ以外の理由なのか、そこはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○内閣府担当者 今後、複数者が応札してきた場合の競争性、公平性を担保するという観点から、そのように考えております。

○樫谷先生 といいますと。

○内閣府担当者 つまり、非公表にさせていただいております。

○樫谷先生 そっちのほうが競争入札の可能性が高いということですか。

○内閣府担当者 私どもはそう考えてございます。

○阿部先生 先生、どうぞ。

○河村先生 例えば、落札率だけではなくて、たまたま今回、レビューになったので、資料14ページに入れてくださったような、鹿島に出したのがどう使われているか、この資料ももちろんレビューの資料ということで公開されますね。ですから、この手のものもわかるような形にさせていただけると、実際にどういうのがということがある程度わかってくる場所もあると思いますので、そういう意味で透明性を高めてやっていただけないか、それをぜひ入れていただけないかというのが私の意見です。

○阿部先生 そうしますと、今、いただいた御意見を踏まえて、コメントとしてですけれども、一者応札に係る取り組みが不十分である。ここは同じなのですが、その理由を明確化した上で、その次に、入札状況の透明化に努め、例えば、分割発注を行うなどというこ

とでいかがでしょうか。他に御意見等ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○大西参事官 よろしければ、これをもちまして取りまとめコメントとさせていただきます。ありがとうございます。

○大西参事官 どうもありがとうございました。

続きまして、次の事業「東日本大震災復興交付金の議論に移らせていただきます。

説明者の入れかえに若干のお時間をいただきますので、14時10分から再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

(内閣府関係者退室)

(休 憩)

(復興庁関係者入室)

○大西参事官 それでは、準備も整いましたので、次の「東日本大震災復興交付金」の議論に入らせていただきます。

それでは、事業所管部局である復興庁から事業概要の説明をお願いいたします。

○復興庁担当者 それでは、事業の概要から御説明させていただきます。東日本大震災により著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために必要な事業を実施するものでございまして、被災自治体による復興まちづくりの中核となる制度と考えております。

具体的には、15ページに図を示してございますけれども、防災集団移転促進事業、いわゆる高台移転の事業ですとか、災害公営住宅の整備事業など、基幹となる5省40の事業を一括化いたしまして、一本の事業計画で申請・採択をしているということでございます。

また、効果促進事業として、基幹事業の事業費の35%の範囲内で、基幹事業と関連して復興まちづくりに必要なハード、ソフトの事業を支援しております。

また、被災地のまちづくりの加速化のために、効果促進事業のうち、復興まちづくりの根幹をなす基幹の6事業のうちの20%分につきまして一括配分といたしまして、被災自治体に先配りを行っております。

地方負担につきましては、基幹事業の場合は、もともとの制度の地方負担分のうち半分を国費の嵩上げを行いまして、残りが地方負担ということ。それから、効果促進事業におきましては、国費率は8割、残り2割を地方負担としております。この地方負担につきましては、その全額が震災復興特別交付税で措置されておりますが、復興創生期間となる平成28年度以降の予算におきましては、効果促進事業において1%の地方負担が導入されております。これは復興特別交付税が措置されない分が1%あるということでございます。

次に、執行状況とその推移につきましては、事前に御質問いただいておりますので、21ページ以降に被災自治体における契約の進捗状況として資料をお配りしております。

21ページでは、被災自治体における年度ごとの契約済額を右側に緑色に、これに対応す

る当該年度分の事業費の交付額を左側の青色部分に示しておりまして、また、両者の差額の累計額を赤の折れ線グラフで示しておりまして、平成26年度末で5,716億円となっております。被災自治体が保有する基金の残高につきましては、その性質から大きく2つに分類できると考えておりまして、第1は、今後執行が予定されている具体的な1本1本の事業計画に張りついている部分、それから、第2は、使途未決定の状態で被災自治体の基金にある部分という2つに分けられると考えておりまして、第2の部分に相当するのが効果促進事業の一括配分における使途未定額でございます。

21ページの資料の中で、内側で多少色が薄くなっている部分が効果促進事業の一括配分、左側の薄い青色になっている部分が一括配分の交付額、そのうち使途が決定した金額は右側の薄い緑色の部分でございまして、両者の差額の累計額を、多少、赤の色が薄い、ピンク色に近い色の折れ線グラフで示しておりまして、平成26年度末で1,479億円となっております。

また、22ページから24ページにおきましては、契約進捗率が異なる3つの被災自治体をサンプルとして提出しております。右上の注書きにも書いてございますけれども、これは多くの被災自治体の現場を見てきた担当者としての率直な感想ではございますけれども、契約進捗率が各自自治体の復興事業の進捗度合いですとか、各自自治体の行政能力の違いをあらわす指標には余りないなというのが、実は私の率直な印象でございます。

以上、簡単ではございますが、5分間ということで、概要の説明のみ申し上げます。
○大西参事官 この事業の選定の考え方、それから、議論すべき論点は、資料の1ページに記載してございますので、御参照いただければと思います。

それでは、質疑に入らせていただきます。御質問等のある先生は挙手をお願いいたします。

河村先生、お願いいたします。

○河村先生 御説明ありがとうございます。グラフも事前をお願いしておりまして、つくってくださって、わかりやすいと思います。ありがとうございます。

グラフの示し方の確認なのですが、これは交付額も契約済額も、どれも全部、年度ごとの単年度の数字という理解でよろしいでしょうか。

○復興庁担当者 棒グラフのほうが単年度になっておりまして、折れ線グラフが累積していった累計になります。

○河村先生 右側に契約済額と書いてありますけれども、それは単年度に契約した額ということで、累積ではないですね。

○復興庁担当者 それぞれの年度で契約した金額となります。

○河村先生 わかりました。ありがとうございます。

使途が決まってい残っている分、それから、決まらない分、一括配分の分ということで、問題がなかなか顕著に出ているかなと思うのですが、お尋ねしたいのは、今、御説明くださったのですが、右上のところに四角で囲んでお書きくださっているところ、

契約進捗率は、各自治体における復興事業の進展具合とか、御説明では、行政能力も言っているかもしれませんが、そういうものを反映するものではないというのが実感だと御説明してくださっていて、では、何を反映しているのかというところをお尋ねしたいと思います。それがこの事業のポイントかなという気がしまして、お願いいたします。

○復興庁担当者 これは非常に難しいところでして、私も契約進捗率を、市町村の名前を順番に並べたのを眺めているのですけれども、一概に読みとれないというのが非常に率直な感想でございまして、1つには、完全に復興事業が全て終われば、進捗100%になりますので、ここまで行けば完全に一致することになります。ただ、途中段階におきましては、非常に慎重に、早目に、多目に予算を取っておいて事業を進めようと、自治体側の立場としては、非常に慎重にやったところはどうしても進捗率は落ちていきますし、それから、非常に見積もりが正確だったところは、たまたま進捗率が上がっていくという側面もございまして。それから、契約の仕方とか、そういうものも恐らく反映してくると思います。例えば、非常に細かく切って契約するようなどころは進捗率が大きいとか、割と大きく、一括発注するようなどころだと進捗が一気に進んだり、契約の仕方なども影響してくると思いますし、非常にさまざまな要素が入り乱れて、混在した形になって、最終的に進捗率という数字になってくるものであろうと思いますので、私が実際に沿岸の自治体を見に行ったときに、このまちはしっかりやっているなどか、大分工事が進捗しているなどという印象とは違った並び方になってしまっているというのが率直な感想でございまして。

○河村先生 もう一つお尋ねしたかったのは、こうやってどれほど進捗しているのかを見ると、市町村ごとにばらつきがあると。例も出してくださって、こちらで非常に気になるのは、それぞれの市町村にお住まいの住民の方々がどういう生活を送っているのかということなのですね。契約の進捗率が遅いということは、事業が進まないということは、震災後、これだけ年数がたっても、なお、すごく不便な中で暮らしている方が多いということになるのか、そういうことでもないのか、そのあたりはいかがですか。

○復興庁担当者 結局、どこまで復興したかを一番よくあらわすのは、例えば、災害公営住宅の整備は全体で何戸、そのうち何パーセント完成したかと、最終的にはその数字を見るのが一番実態に近い概念になると思います。例えば、ここであらわす交付額ですとか、契約済額というのは、まだ地面が整備されていないので、災害公営住宅の建設に着手できない場合には、当然、配分もまだ行われていない状況ですし、設計ができ上がっていないければ、また配分していませんので、その段階では、家はできていなくても、お金も配っていませんし、契約もできていない、こういう状態が当然存在するわけです。なので、どこまで進捗したかという数字で見ると、復興交付金の世界での進捗率というところではなかなかあらわれてこない。むしろ、最後に目的としている、家が何戸建ったか、そこを見ていく必要がどうしても出てくると思っております。

○河村先生 ということであれば、既にいろいろ計画ができて、そうでない自治体もあることは承知の上で、既に交付された部分について見れば、どれだけ進捗しているかという

ところで進み度合いがはかれるという、そういう理解でよろしいですか。だから、これで全部復興の度合いがということ、全体が見られるわけではないけれども、実際にお金が交付されたところについては、どれほど進んでいるか、進捗率ができるだけ上がっていったくれるほうがもちろん望ましいと思うのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○復興庁担当者 はい。1つには、これは復興の予算の配分の仕方というか、我々の目的とするところにかかわる部分があるのですけれども、被災自治体において予算の配分を待つ間、工事をとめて待っていなければいけないという状態だけは絶対に避けよう。必ず切れ目なく執行ができるように、予算がボトルネックになって工事がとまらないようにしようという、工事の加速化が目的の一つになっておりましたので、最も事業がスムーズに進んだ場合をある程度前提とした計画になっているという側面が1つ。

それから、それを前提として、さらに早目に事業費を配分していく。例えば、平成26年度中に、平成27年度に地方で執行される事業費分をある程度先配りしていると、こういう部分もございますので、どうしても進捗率という意味ではずれが出てくるという部分はございますし、それから、当然、ベストシナリオで進むわけではなくて、例えば、地権者の合意とか調整が、ベストシナリオと比べれば多少おくれたですとか、工事の過程では、どうしても工法の変更を余儀なくされるようなかたい岩盤が出てきたとか、さまざまな要因で乖離が出てくるところがございまして、それが進捗率にあらわれていると考えております。

○河村先生 最後です、済みません。では、おくられているところに対して、国としてはどう関与していったらいいか、どうお考えでしょうか。そこを促してあげられるようにするというか、手伝いというのは言葉がよくないかもしれませんが、手を差し伸べて、うまく進むように支援してあげられないかというところが大事なかなという気がしますが、いかがでしょうか。

○復興庁担当者 これは復興庁全体を挙げて、我々交付金班だけではなくて、ほかの班も共同して、工事加速化支援隊という形でさまざまに、工法をこう変更したらもっと早く進むのではないかとすとか、設計のレベルも含めて、復興庁の職員が各自治体を回ってアドバイスをしているというのも、ここ数年、継続的に続けてきているということもございます。

あるいは、いまだに仮設住宅にお住まいの方が多数おられて、その中でも意向がなかなか決められない方も多数おられますので、どこの災害公営住宅に行きたいとか、この土地で自立再建したいとか、なるべく早く意向を決めていただいて、それを復興交付金の事業計画になるべく早く反映させて住宅再建を加速すると、そういった努力なども復興庁の各班の担当で被災自治体を個別に訪れてアドバイスしたりということをやっております。

○大西参事官 榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 市町村別に3つの例で契約進捗率を出していただいているのですが、この見

方は、契約進捗率が多いほうがいいのかと見ていいのか、それはまた別なのだと、むしろ心配なのは、十分精査しないと言うとちょっと語弊がありますがけれども、先々契約してしまって、不要なものができ上がってしまうとか、そんな可能性はないのですかね。

○復興庁担当者 基本的には契約進捗率は、ベストシナリオベースで進むだろうという想定に比べて、どれくらい契約が進んでいるかという指標だと思っていただければいいと思います。

それから、無駄なものができるのではないかと御懸念に関してですが、まず、各被災自治体から復興交付金の申請が出てきますけれども、復興事業の場合は、事前に各被災自治体に我々担当者が行きまして、こういう事業をやりたい、ああいう事業をやりたいというのを全てお伺いして、その中で、こういう計画だったらいいとか、この範囲はさすがに復興事業とは言えないのではないかと、現場を見ながら、各被災自治体に赴いて、その場で各市町村の職員とかとやりとりをしていく中で、では、こういう事業にしていましようという合意がほぼ成り立った中で、その結果として申請が出てくるということでございますので、実は、私どもが被災自治体から申請を受け付けた段階では、もう相当程度すり合わせができているというか、中身としてはほぼ問題がないものになっている状態を出していただいているというのが実態に近いのではないかと理解しております。

○樫谷先生 そういう意味では、非常に弾力的に、もちろん最初の計画から変わると思うのですね。変わったときに、変わった状況に応じて契約をしているので、そこは一応、精査しているから、とんでもないものができ上がってしまうことはないと考えていいということですね。ということは、契約の進捗率は一定の指標と考えてよろしいということですかね。

○復興庁担当者 そういう意味では、自治体がベストプラクティスで出してきた計画と比べて、どこまで進んでいるかという手法だと考えます。

○樫谷先生 ベストプラクティスと思って出したのが、必ずしもそうでない場合もあるわけですね。状況が変わりますから。ベストプラクティスと考えたことを前提の進捗率だとしたら、その後の変化はどう見たらよろしいのでしょうかね。例えば、もっとやったほうがいいのかという場合と、これはまずいから違うほうがいいのか、高台にするのではなくて、別のところがいいとか、いろいろありますね。その後の変更がですね。そこはこの比率ではどう見たらよろしいのでしょうかね。

○復興庁担当者 基本的には、計画が変更になる場合は、例えば、なるべく精度を高めていただきたいとお願いしておりますけれども、意向調査の結果、高台で自立再建する世帯の数はどうしても減ってくるという傾向に全体としてありまして、そこではなくて、災害公営住宅に入りたいと、こういう方がどうしても年を追うごとにふえてくるという傾向がございますので、計画の見直しの中で、防集の土地、各地の区画分は減らしていく。そのかわり、災害公営の戸数をふやす。例えば、こういう計画の変更の必要性が生じてくる。そうしますと、当然、それに合わせて、例えば、山の切り方とか、嵩上げをする土地の面

積ですとか、そういうのも変更をかけていきますし、意向調査を踏まえて計画を変更していただいて、それを結局は申請段階で復興交付金事業計画の変更として出していただきます。基本はそれをベースに交付金の配分も行いますし、変更された契約にのっって契約していただくということになりますので、事業の変更と進捗率がなかなかダイレクトに影響するという関係ではないのかなと考えております。

○榎谷先生 もう一個いいですか。交付額があって、契約額があって、交付額のほうがうんと多いのですけれども、これは契約をしたときに交付をしてはだめなのですかね。そういう手法でなくて、なぜ先にかなりな、市町村別に見たらそれほどでもないのかもわかりませんが、トータルで見たら、相当な額が先行しますね。それはやはり先行しないといけないものなのか。もし市町村の方が御心配あるならば、契約したと同時ぐらいに出しても問題ないような気がするのですけれども、そこはどういう配慮からなのでしょうかね。

○復興庁担当者 1つには、今回の東日本大震災におきましては、市町村職員自体が甚大な被害を受けていたり、人的なキャパシティ自体が相当小さい自治体もございますので、なるべく事務負担をかけずにスムーズに、しかも迅速に事業ができるようにということを目指してつくったのが復興交付金という制度でございますので、そのために、5省40の事業を一括化しなくてもできるのではないかと如果说、恐らくできます。手間をかければできると思いますが、基金化しなくてもできるのではないかと如果说、できると思いますが。ただし、労力は大変かかりますし、時間も大変かかると、こういうことだと思っておりますので、この辺の煩雑な書類とか手続とか、そういうものをなるべく省くために、自治体の皆さんがなるべく手間をかけずに事業を実施できるようにということで基金化して、計画も一本で済むようにしてと予算の面でも先配りして、各自治体での議会等との関係でも、財源もちゃんと確保できるので問題ないですと説明できるような仕組みになっていると、こういう事情がございますので、最大の眼目は、被災自治体の人的な労力、余計な負担をかけないことが目的になっていると考えています。

○榎谷先生 そうだと思うのですが、これはこのケースで言っているわけではなくて、一般的に言うと、お金がたくさんあると、お金を使ってしまおうというインセンティブが働くので、むしろよく精査しながら、こんなに余分に出す必要があるのかなという感じがして、お金というのは少し不足気味のほうが知恵が働いて、よりいいものになるので、お金を余り一挙に出してしまうと、結果的に出すのは同じなのかも知れませんが、その辺は、確かに御事情は聞けばよくわかるのですけれども、出し方も少し工夫する必要があったのかなと思うのですけれども、今後もやはり同じようなやり方でやっていくのですかね。

○復興庁担当者 御指摘のように、配分の仕方というのはやはり工夫する余地があるのではないかと考えておりますし、ある程度、事業の進捗に合わせて、きめ細かくやっていくというのが理想的だと思っております。住まいに関する事業も相当進捗しつつあるという状況ですし、きめ細かくやるためには、被災自治体の方々に数字とかデータをきめ細かく

出していただく必要も一方では出てきまして、できれば、それに基づいてやっていくべきというのが方向性だと思いますけれども、その辺は各被災自治体がどれくらい、そういう調書を出すのに対応できる余力が出てきているかということとの兼ね合いでいろいろ検討させていただきたいと考えておりますし、それから、配ってしまったから、あとはそのままというわけでは決してなくて、今までも、例えば、執行留保をかけまして、事業を一時的に待っていただいて、事業内容が最新の住民の意向調査に合った形になっているかどうかをチェックした上で事業を再開してもらおうと、そういう見直しなども一部かけている例もございますので、もちろん進捗状況に応じた配分と同時に、配分した後についても、そのままというわけではなくて、見直しは常々かけていることは申し上げたいと思います。

○大西参事官 阿部先生。

○阿部先生 今回、現地を見学させていただいて、事業の状況というのはよく把握できました。現地の被災自治体を中心になって積極的に活動されていること、それから、やはりまちづくりというのは、住民というか、そこに住む人の思いが最大限生かされなければいけないということで、移住するか方々が話し合っ、て、そういった状況も見守りながら適正な業務を執行していくということで、被災自治体と復興庁との協力関係、支援関係のみならず、県政関係もよく機能していると私はお見受けしました。大変いいまちづくりが、すごく進展している地域もあれば、これから、地権者との交渉であるとか、あるいは景観についてのさまざまな法規制もありながら、理想のまちづくりを目指していくということをされている状況がよく理解できたのですが、1ページ目に記載されている論点の2番目のポイントなのですが、復興庁は、自治体の意向調査結果や進捗状況を踏まえて交付金の配分を行うべきではないかと。こういった意向調査であるとか、事業の進捗状況の分析であるとか、従来も十分やられているのではないかなという印象は受けたのですが、このあたりがどの程度実施されていて、今後、どういう課題が残っているのかというところを説明していただけると助かります。

○復興庁担当者 一番大きいのは、いまだに仮設住宅にお住まいの方々がどこに再建したいかという意向調査、それに合わせて、復興交付金の事業計画としては、どこに災害公営住宅何戸、それから、防集の宅地何戸、区画整理による宅地何戸をつくるかと、ここがきちんとリンクした形でなければならない。これが最大の目的でもあるわけでございますけれども、実は、意向調査の進展具合ですとか、精度に関しましては、各被災自治体で相当ばらつきもございますし、そういう意味では、全体として集計したものというよりは、個別の自治体ごとに見ていく必要があるのかなという印象でございます。そういう意味では、いまだに意向不明の世帯の数が多いところについては、我々もかなり頻繁に出向いて、どういうサポートが必要なのかを一緒に考えていくという活動もしております。一方で、幾つかの市町村では、完全に、皆様、恒久住宅に移って、ようやく復興をなし遂げたところもございますので、集計データというよりは、非常にばらつきがあるというのが現状であると考えております。

○大西参事官 河村委員、お願いいたします。

○河村先生 いろいろ伺ってきて、この交付金の事業、一応、終了年度が平成32年度となっていますね。復興期間10年間のうち、前半の5年間は終わったと。今は後半の5年間に入っていると。これ、最終的にどういう形に持っていこうと考えていらっしゃいますか。今の状況ですと、いただいた数字は平成26年度までということで、この後、進捗がどのぐらい進んでいるのかなという感じはありますけれども、そろそろ平成32年度も見えてきていますので、基金で積んでいらっしゃるものをどう使っていただくか、最後、どう収束させていくのかということをそろそろ考え始めなければいけない時期ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○復興庁担当者 御指摘のとおりでして、これは基本的には各被災自治体の市町村が作成する、どういうまちをつくるかと、この計画がきちんと完成させられるかと。それと、平成32年度までにまちづくりをきちんと完成させてもらうことが目的でありますし、その中でも、特に住まい、住宅関係に関しましては、平成30年度までに完成させていただきたいという思いで我々もやっております。その中で、おっしゃったような残事業をどれぐらいのタイミングで終わらせられるか、残事業を管理していくという視点も重要だと思っておりますので、その辺は、先ほども多少申し上げましたけれども、各自治体において、どれぐらい調査とか、きちんとできるかということとの、行政キャパシティとの兼ね合いも見ながら進めさせていただきたいと考えております。

○河村先生 基本的にはこちらも同じような意見で、ぜひそういうふうにやっていただければと思うのですけれども、もうちょっと突っ込んで、こういう工夫はできないでしょうかという話なのですけれども、今、住宅については平成30年度ぐらいまでにはめどが立つようにという形で伺ったのですけれども、もうすぐですね。あと2年ですね。進捗が平成26年度より後、どうなっているか、数字がわからないところはありますけれども、これを見ている限りだと、進んでいるところも中にはあるみたいですが、そうではないところもある。そうすると、そろそろいろいろな仕組みを考えたい方がいいのではないかなと思うのですね。

1つ思うのは、国として、いろいろ財政面厳しいということももちろんありますけれども、使わないのだったら返していただくというのを周知し始めてもいいのではないかなと思うのですね。別に意地悪するとかいうことではなくて、機動的に動けるようにしようということで、割と前広にお金を渡しているということですね。結果的に要らない部分が出てくるというのは、こういう政策の場合、最初から想定されていたことでもあると思いますので、別に使い残したから悪いとかいうものでもないし、それを早目に見極めて、返していただくということを、もうちょっと強目に政策として打ち出していてもいいのではないかなというのが1点目です。

もう一つ、御提案なのですけれども、最初に御質問したときにも、復興班のところでも、各市町村別にいろいろ見ていらっしゃるということで、実際に現地にも出向かれてフォロー

一もされているということなのですけれども、国として、復興庁としてかかわっていかれるとき、どこに視線を置くか。最初はもちろん、各市町村が計画を立てられる、その計画がどれぐらい実現可能かとか、そういうところをいろいろ把握されながら、実際に幾らお金を渡すか、そこに重点がおありになって、今もそういう仕事はまだ少しあるわけですね。でも、もう平成28年度ですので、平成30年度、平成32年度というあたりを見据えては、そろそろ、最終的にどう閉じていくかというところに重点を当てて、契約の進捗が進んでいるところ、事業が進んでいるところはそのまま順調にやっていただければいいのかなと思うのですけれども、なかなか進んでいないところに重点的に、例えば、担当者の方を張りつけられるとか、集中的にフォローされるとか、もし使わないのだったら、早目に返納してくださいということをきっちり制度化するとか、そういうふうにやっていかれたほうがいいのではないかな。

でないと、このまま、ぼわんとしたままでいってしまうと、最後の平成31年度、平成32年度の近くになっても、実はこんなにまだ使えていないのがあるということになるのも余りよくないので、被災者の方がなかなか意向が決められないという事情はわかる気もしないのではないのですけれども、10年、20年ほっぽっていいというものでもないですし、国として支援をするときには、やはりある程度時間的な制約はあるので、その中で考えてくださいねというのは、ほかの国がやるときにも同じような対応でやっていると思いますので、そういうところをもっと強目に打ち出すとか、ちょっと国としてのかかわり方を変えていかれてもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○復興庁担当者　まさしく御指摘のとおりでございます。必要ない分については返していただくことも、実は取り組みを始めたところと言ってもいいと思います。資料でお配りしている中で25ページでございますけれども、今まで復興交付金の中で国庫にお返しいただいた額と、何市町村かを並べた資料でございます。このうち、上のほうの実績評価済市町村9市町村の4億円ですけれども、こちらは完全に復興事業も終わって、復興交付金事業の完了報告書といたしますか、実績評価書を出していただいたところ、完全に終わったところでございます。それから、その下のその他10市町村で約33億円ございますけれども、これはまだ復興事業全体としては終わってなく、継続中ですが、この部分については、事業計画が廃止になった事業として返していただいたり、あるいは執行残で、同じ執行官庁の事業がないということで、今後使う見込みがないということでお返しいただいた分が、その他10市町村の33億円分でございます。

これを行う過程では、昨年10月に、我々としても、今後の使用の見込みがないものについては国庫に返納してくださいということで、事務連絡など発出しておりますし、今後、この辺は残事業の管理もあわせまして、少しずつきめ細かくやっていくということなのだろうと思っております。

それから、まさに平成32年度までにどう仕上げていくかということは、それぞれ被災自治体ごとにどういうまちづくりをしたいかは個々ばらばらでございますので、まずは被災

自治体、市町村ごとにどう閉じていくのかをよく考えていただき、我々は当然サポートをしていきますし、まず、その計画を各自治体ごとにしっかりとつくってもらって、必要な事業については早いタイミングで申請をどんどん出していただき、事業もどんどん進めていただき、完了して卒業してということはぜひやっていただきたいと思っておりますし、おこなっている市町村、残念ながらありますけれども、そういうところに関しては、各市町村全てについて担当者を張りつけておりますけれども、おこなっているところはより密度濃く訪問していくということを考えております。

○河村先生 ありがとうございます。ぜひ、その方向でお願いできればと思います。

ただ、伺っていて、ふっと思ったのは、平成28年度なので、まだ計画と言っている段階ではもうないのではないかという気がするのですね。おしりが平成30年度とか平成32年度なのに、まだ計画もかたまっていないというのは、さすがに問題ではないかなという気が、これはコメントです。

あと、御担当者を張りつけてくださっているのでしょうかけれども、一律とかいうのではなくて、やはりメリハリをつけて、おこなっているところに重点的に国としてもかかわっていくことが必要なのではないかと思います。

以上はコメントです。済みません。

○大西参事官 山田先生、お願いします。

○山田先生 18ページ以降の各市町村の基金の残高なのですけれども、これは100万円単位ですね。今はわからないですけれども、平成26年時点で、浦安市とかでも160億円とか、東北でないところでもまだいっぱいあるようなのですけれども、結局、基金がたくさんあるのかがなものであるというのが論点の一つだと思います。21ページ以降を拝見しますと、どんどん、どんどん基金が積み上がっている、果たしてこれでいいのかと。その大きな要因としては、一括配分交付額ですね。いわゆる先渡しの20%というのはこのことですね。

○復興庁担当者 このことです。

○山田先生 先ほどの榎谷先生からの質問のお答えで、結局、何で先渡しをやっているかという、被災自治体の職員も被災していて大変なので、手続の手間を云々というお話もあったのですけれども、被災されている職員の方もいらっしゃると思いますけれども、もう大分たっておりますし、どたばたの混乱期はもう過ぎたと思っていけないか。そうすると、先渡しの20%が果たして今後も要るのかと。そもそも制度的な役割は果たしたとみなして、先渡しは今後、半分、10%にするとか、もしくは廃止する、そういった検討はされていらっしゃるのでしょうか。

○復興庁担当者 配分の仕方につきましては、まさに御指摘もありがとうございますし、これだけ残額がある状況で、引き続き機械的に20%配るのがいいのかという議論は当然あると思いますので、執行状況を見ながら、もうちょっときめ細かく配っていけるようにしたらいいのではないかということで、今、検討しているところでございます。

○山田先生 ちなみに、20%の根拠は、どこから20%と出てきたのでしょうか。

○復興庁担当者 まちづくりの根幹にかかわるような面整備事業なので、40の事業ございますけれども、基幹となる防集事業ですとか、6事業の20%ということでやっておりまして、このぐらいあれば、まちづくりをやっていく上で、例えば、計画策定とか、合意形成とか、ほぼ必然的に伴ってくる事業が一定程度は存在するだろうということで、それは十分に賄い切れるだろうという金額として、もともとは考えられていたようでございます。

○山田先生 具体的には、工事の手付金みたいなイメージですか。

○復興庁担当者 例えば、まちづくりの計画ですとか、それから。

○山田先生 コンサルフィーみたいな。

○復興庁担当者 コンサルとかもございますし、設計とか、調査とか、そういったものでございます。

○山田先生 先ほどからのお話で、復興庁は非常にきめ細やかに市町村とも連携してやっていたらと思いますので、そういった調査費とかコンサルフィーに関しても、契約と同時に支払いするというのも、今の状況だとできるような気はいたしますので、基金がこれだけふえてどうするのだ問題に関しては、先渡しをやめたらいいのではないかなというのは率直な感想として思いました。

○大西参事官 シートの記入をお願いいたします。

山田先生、お願いします。

○山田先生 空き時間に質問なのですけれども、この基金は、平成32年が終わった段階で完成していなかったら、全額国庫に戻されるという理解でよろしいでしょうか。

○復興庁担当者 基本的にはそういうことだと考えております。

○樫谷先生 契約しなかったらではなくて、完成ベースなのですか。

○復興庁担当者 その細かい扱いは実は決まっていないということでございます。

○大西参事官 茶野先生、お願いします。

○茶野先生 本質的ではない質問かもしれないのですけれども、今までお話を伺っていると、復興庁の皆さんの中に、いろいろな知識とか、ノウハウとか、蓄積されているように思うのですけれども、例えば、うまくいっていないときに、講習会を開くとか、あるいはうまくいったところの方を紹介して、自治体同士でも工夫をするような学びをするとか、そういうこともされているのでしょうか。

○復興庁担当者 我々交付金班だけではなくて、復興庁の中にいろいろノウハウ支援などを行っているところもございますし、日常、そういう取り組みもやっている例もあると認識しています。それ以外にも、各県ごととか、随時意見交換を行ったりとか、そういうものもありますので、公式なもの、非公式なもの、両方合わせまして、沿岸の市町村同士でも割とやりとりがあると認識しています。

○大鹿審議官 私から補足をさせていただきたいと思うのですけれども、復興庁のノウハウの伝授という点なのですけれども、ハンズオン支援ということで、例えば、被災地の事業者に対しても専門家を派遣するとか、あるいは復興庁に民間から出向していただい

る方が直接、被災地の希望される企業に対して、販路の問題であるとか、新商品であるとか、そんな点についていろいろな相談に乗っていたりしますし、それから、自治体版のハンズオンということも、今、彼が言いましたようにやっています。

先ほどの一括配分額で基金として残っている部分についても、自治体によって、成功している事例というか、うまく活用している事例があるので、そういう活用事例をまとめてパッケージとして提示したり、最近では、観光振興ということの一つ掲げていますので、そういった観点で、このような使い方があるのではないかという具体的な例も提示することで、単に余っているものは返してくださいというだけではなくて、その地域のまちづくりに貢献できるような形での支援も行っていることを申し上げたいと思います。

○茶野先生 どうもありがとうございます。

○樫谷先生 直接は東北と関係ないのですがけれども、熊本の震災について、復興庁のノウハウというのは、ある程度連携しながらやっている部分があるのですか。ないのですか。復興庁は東北の話なので、熊本は知らないやということはないと思うのですがけれども、今までのノウハウ、経験はどう生かされているのか、これから生かすのか、そこは。直接関係ありませんが。

○大鹿審議官 既に全体としても生かされていると思いますし、これからも生かされると思います。と申しますのは、復興庁がと先ほど申しましたけれども、結局、復興庁の施策は、我々、いろいろ相談をして、ワンストップサービスで要望を受けて、それを政府全体として共有して、政府全体として執行していますので、いろいろな事業者に対する支援にしても、被災者支援にしても、それぞれの役所が実際にやっている面もありますから、そういう意味で、政府全体としては生かされていると理解していただければなと思います。

○大西参事官 今、コメントの集計を行っていますので、引き続き御質問等あれば、よろしくお願いします。

河村先生、お願いします。

○河村先生 数字の質問で、変動額、資料をお示しくださって御説明くださったのですがけれども、これをさっきつくってくださったグラフに当てはめると、実績評価済みの市町村で返納したところは、要するに、交付したところから、これに新たに返納した分が出てくるのでしょうかけれども、全額、残りは契約された、100%になるわけですね。

○復興庁担当者 正確に1本1本見ていないので何とも言えませんが、恐らくそうなると思います。

○河村先生 わかりました。

○樫谷先生 変な質問をしていいですか。この交付金がまだ進行途中なので、現状から見て、もうちょっとこうしたほうがよかったかなみたいなのがあったら教えていただきたいと思うのですが、余りないですか。大成功だったですか。

○復興庁担当者 私の口から大成功だったとはなかなか申し上げにくいとは思いますが、そうですね、なかなか難しい御質問で。

○長島副大臣 復興に正解はないと思っていますから、大正解ということは多分ありません。ただし、自立をした後にどういうまちづくりをしていくかということで、やはり答えはそれぞれ変わってくると思います。

○樫谷先生 ぜひ、今の経験を踏まえて、震災などはあってはいけないのですけれども、またあるでしょうから、経験を蓄積して残していただいて伝授していただくことが大事なのかなと思います。よろしくお願いします。

○大西参事官 それでは、取りまとめコメント案の準備ができましたので、阿部先生から御説明をお願いいたします。

○阿部先生 それでは、6名の有識者の評価結果は、事業内容の一部改善とされた方が6名で全員でございました。

そして、評価結果としましては、今、申し上げたとおりなのですが、取りまとめコメントですけれども、復興交付金の未執行残額の実態を踏まえ、例えば、進捗率の低い市町村への国のかわわりを強化するなど、円滑な執行を促進することが必要。また、使途見込みのない額については返還を促すなど、残額の縮小に向けた取り組みを進めることが必要。これが1点目。

2点目ですけれども、今後は縮小または廃止を含め、一括配分方式の見直しを検討する必要がある。

この2点でございますが、先生方、何かコメントございましたら、お願いいたします。

河村先生、どうぞ。

○河村先生 この2点で結構なのですが、頭のところに「平成32年度の事業終了を見据え」というのを入れたらいかがでしょうか。もうそういう時期に来ていることがわかるようにということで。

○阿部先生 それは第1点目のコメントに加えるということで。

○河村先生 最初のところに入れたらどうかなと思うのです。

○阿部先生 「平成32年度の事業終了を見据え」ですね。その点を加えること。

先生、どうぞ。

○樫谷先生 2つ目の○なのですが、「縮小または廃止を含めて」となっているのですが、「縮小または廃止」というのはどういうことを意味しているのですか。上のほうの主なコメントの中にはそういう文章がなかったのですが、何となく意味はわかるのですけれども、このコメントの中からは直接は出てこないのですが、どういう理解でよろしいのでしょうか。

○山田先生 私からでもいいですか。1点目のコメントは、既にある残額の話で、2点目のコメントは、平成29年以降になりますかね、今後の話ということで、2点目は私のコメントで。

○樫谷先生 済みません。主なポイントの中に書かれていなかったのです。この中には入っているのですね。

○山田先生 確かに。

○阿部先生 時間の関係で、2点目の主なコメントが記載されていないので、お手元に配った別の資料には載せられていると思います。言葉としては、「縮小または廃止」を含めという言葉は必要でしょうか。それとも、これを省いて「一括配分方式の見直しを検討すること」でもよろしいように思うのですけれども。

○山田先生 個人的には「縮小」は残してほしいかなというのはあるのです。

○阿部先生 このワーディングのとおりということでございますね。

○樫谷先生 「廃止」は要らないのではないかと思います。

○山田先生 効果促進事業自体にクレームを言っているわけではないですので、あくまでも先渡しの分だけに関して。

○阿部先生 そうすると、ここは、「今後は一括配分の配分方法の縮小または廃止など、見直しを検討すること」、そういう趣旨ですね。

○山田先生 はい。

○阿部先生 今のようなワーディングと、先ほどいただいた「平成32年の集計を見据えて」ということをつけ加えること以外で、何かコメントございますでしょうか。どうぞ。

○河村先生 最初に申し上げた「平成32年度の終了を見据えて」というのは、私は個人的には全体の話だと思うので、両方の○に係るような形で最初のところに書いていただけると。

○阿部先生 わかりました。その書き方の問題ですけれども、2つのポイントについて、終了を見据えてということが入るようなコメントにするということでもよろしいですか。

○河村先生 はい。

○阿部先生 ほかになければ、これをもちまして取りまとめコメントとさせていただきます。ありがとうございます。

○大西参事官 御結論を取りまとめていただき、ありがとうございました。

続きまして、次の事業、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金に必要な経費」の議論に移らせていただきます。

説明者の入れかえがございますので、15時10分から再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

(復興庁関係者退室)

(休憩)

(文部科学省関係者入室)

○大西参事官 それでは、準備も整いましたので、3つ目でございますが、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金に必要な経費」の議論に入らせていただきます。

事業所管部局である文部科学省から事業概要の説明をお願いいたします。

○文部科学省担当者 よろしくお願いいたします。文部科学省でございます。

事業番号69番、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金に必要な経費」の一部でございます。

事業の概要は、このページ1ページに書いてあるとおりでございますが、日本原子力研究開発機構と申しますのは、我が国で唯一の原子力の総合的な研究開発機関でございます。そちらには、他の機関に全くない専門的な知識、人材、そして非常に特殊な研究施設群を有しておりますので、それらのリソースを最大限に活用して、福島県でありますとか、各種自治体、それから、国内外の大学・研究機関、民間企業と連携・協力しつつ、東京電力福島第一原子力発電所周辺の環境開発に向けて、環境モニタリング、マッピングの技術開発、放射性物質の環境動態に係る研究開発及び除染技術の高度化に係る技術開発等を行い、環境回復を促進する。活動に当たっては、福島県が設置した環境創造センターを拠点に、福島県、そして国立環境研究所と協力・連携しながら事業を推進するというものでございます。

レビューシートのほうで、幾つか、これまでに御指摘をいただいたところも含めまして、成果の指標のところ、アウトカムですとか、アウトプットにつきまして、見直しをいたしました。

まず、アウトカムにつきましては、放射線の測定についての案件が2つ、モニタリングをすること、地方自治体の御要望におこたえをして、測定などをする数ですとか、2番目ですと、空間線量率等の情報提供、これもリクエストにおこたえをして情報提供するもの及び公開サイトのアクセス数等々ございますが、このあたり、前回御説明いたしましたとき、達成率が400%とか、予想している目標値が低過ぎたのではないかという御指摘もいただきましたので、前の年に予定よりもよい成果が出たものについては、そこをベースに、いいものはよりたくさんのところを目標にしてということで、目標値を変えさせていただきました。それによって、よりディマンディングな形で事業をさせようとしたしております。環境動態に係る情報提供ですとか、次のページの、除染のシステムを機構はつくって提供しておりますが、それを使っただけの数につきましても、そのような見直しをいたしております。

総合的な結果といたしまして、さらに、幾つかの項目を総合して、いろいろな知見を求められるという、これも一つのアウトカムであろうと思っておりますが、こちらにつきましても、このように成果をまとめております。

アウトプットにつきましても同様に、幾つか見直しをさせていただいております。

後先になって申しわけございませんが、事業の概要について、若干だけメンションさせていただければと思います。ページ数10ページになります。この事業の内容でございます。

本件につきましては、福島復興再生基本方針というものがございます。こういう基本方針にのっとりまして、事業が実施されているものでございます。その中で、復興推進会議が決定している平成28年度以降の復旧事業に関する方針にものっとりつつ、物事を進めて

おるものでございます。先ほど申し上げましたように、これは、平成23年度と平成24年度に文部科学省及び環境省が補正予算で基金として準備をいたしまして、福島県に建設をお願いしました福島環境創造センターで実施をするものとなります。このセンターが建設着工している最中でも、福島に関するコントリビューションを絶え間なくさせていただくということで、先ほど申し上げましたように、機構の既存の人員、施設も十二分に活用しながら、主な取り組みのところに3つ大きく書いておりますが、放射線測定に関する技術開発、放射性物質の環境動態に関する研究、除染・減容に関する技術開発、この3本柱でもって事業を推進しております。

3つそれぞれにつきましては、1個目は、このまま読んでいただければわかるのですが、放射線の測定技術。これが事故前はくまなくはかるという装置はございませんでした。人がサーベイメーターを持って歩いて行ってはかることはできましたし、固定のモニタリングポストはございましたが、無人の飛行機ですとか、ヘリですとか、ドローンですとか、無人の船に乗せることのできるようなシステムをつくり、測定をし、測定した内容を皆さんに公開する、それから、それを通じた御相談にも乗る、こういうことが1番目です。

2番目は、環境動態、難しい言葉なのですが、放射性物質が自然界の中で、水の中でどう移行するか、土壌の中でどう移行するか、斜面でどう移行するかといったような、放射性物質が移行する予測をしていきたいと思います。特にこれは地元、地元の地盤、地形、地理によって異なってくるものでございますから、福島のこの地域のデータを入れてシミュレーションを完成させる、そしてそのデータをいち早く提供するというところでございます。

1番や2番の技術なども加味しまして、除染をこういうふうにすると、どのぐらいお金もかかって、そして、どのぐらいの除染の効果が上がるかということ予測していくモデル、これも3番目のものとして、除染・減容に関する技術開発として推進せよというリクエストがございまして、それにおこたえをしているものでございます。

この取り組みの具体的なところをごく簡単にだけ、資料を用意したものを、目次程度でございまして、御紹介をいたします。まず、11ページでございまして、どう取り組んでいくかという体制でございまして、宿題にもございまして、関係の機関が重複なく、そしてきちんと効率的にやっているのかという御下問がございました。この推進体制でございまして。原子力機構、福島県、そして国立環境研究所がそれぞれの専門分野を生かして集まり、研究するわけなのですが、右のほうに運営戦略会議、もう一つ右に県民委員会、県民の方のニーズを頂戴して物事を始めるということで、県民の委員会からの御意見をいただく。運営委員会というのは、副知事、それから、県の部長、機構、国環研の理事、文科省、環境省も入った状態で全体の大きな方針を決めて進めていく。具体的に実働部隊、それぞれの研究所レベルでは、連絡調整会議というものをつくってやっていく。さらに、部門としまして、放射線計測、除染・廃棄、環境動態、最後に環境創造という4つの部門をつく

り、それぞれについても、それぞれの責任者及び実働の重要なメンバーでの会議をし、横の連携をとっていくという体制になっております。

12ページは、今まで成果がありましたかということで御下問いただいております。これも簡単にこちらに書いてございます。例えば、放射線の測定に関しましては、一番上にあるのが一番わかりやすいので御説明しますが、福島第一原発の上空の空間線量を評価いたしました。国土交通省によって、飛行禁止区域の解除に直接的に貢献させていただいております。例えば、4番目ですと、陸上の放射線の観測を二次元的に、今までは点であったり、直線でしかはかれなかったものを、二次元的にはかれる、そういう機器が開発されました。これは、福島県の土地改良事業団体連合会というところに技術移転を完了させていただいておったり、そのほかの機器についても、各種技術移転をしているものがございます。また、モニタリングデータの結果は公開サイトでどんどん公開させていただいている。環境動態、減容についてもこちらに書かせていただいているように成果を上げております。

13ページが、環境機関、どういうふうに役割分担をしているのでしょうか、重複はないのでしょうかということでしたので、簡単にこちらにまとめさせていただいております。先ほど来申し上げていますように、日本原子力開発機構は1950年代半ばから日本での原子力技術の開発を進めておりますところでございます。こちらでは放射性物質であるとか、核燃料物質、あらゆるものについての知見がございます。ですので、放射線測定ですとか、放射性物質を扱う研究をやっております。ストロンチウム、トリウム、プルトニウム、ネプツリウム、アメリウムというような、福島第一原発から出てくる可能性のある各種放射性化合物について扱わせていただいております。国立環境研究所は、御案内のように、もともと公害研由来でございます。有害化合物に非常に得意でございます。そういう観点で、化学的なアプローチで解決しなければいけないことをやっていただいております。県のほうは、得られた知見の住民への情報提供のために必要な活動をしていただいていると、こういう状況でございます。

走りになりましたけれども、以上、御説明でございます。

○大西参事官 この事業の具体的な選定理由や、議論すべき論点につきましては、資料の1ページに記載してございますので、御参照いただければと思います。

それでは、質疑に入らせていただきます。御質問等のある先生は挙手をお願いいたします。

榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 11ページの推進体制のところは、フェーズ1、フェーズ2、フェーズ3とあって、こういうプロセスを経て研究開発を推進していこうということなのですが、この事業は平成25年度からされているのですが、そこと環境創造センターの推進体制にありますフェーズとのかかわりは、フェーズ1の前のプロセスが平成25年、平成26年だったということなのですか。

○文部科学省担当者 環境創造センターといいますのは、先ほど申し上げましたように、平成23年度と平成24年度の国の予算で措置をされて、予算がかたまって後、どういうセンターにしようかを、まず我々事務方で議論をし、だんだんつくり上げられているものがございます。このフェーズというのは、実際に環境創造センターが動き出す、研究者も含めて全てのファシリティが完成をいたしまして、全ての研究者が入居しますのがこの7月になりますので、それに先んじた形で、平成27年からは、このセンターというカテゴリーで物事をきちんと見てやっていこうということで、この段階から、より具体的な計画をつくったわけがございます。それ以前はどうしていたかと言いますと、ここにあります体制図というのはセンターの体制図になりますが、これに似通った、各階層の会議体がありました。そちらのほうで、それこそ、今、申しました放射線を測定するとか、除染するとか、環境動態も、どういうことをやるべきかということも含めて、だんだんと内容を具体化していったということがございます。

○大西参事官 中里先生、お願いします。

○中里先生 日本原子力研究開発機構というところには、経理事務とか、そういう人ではなくて、研究者の方は何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○文部科学省担当者 総数で、今、3,300人おりまして、そのうちの半数ぐらいは研究者でございます。研究者も技術者もおりますので、もうちょっと多いかもしれません。

○中里先生 それだけの数の研究者の方がいらして、論文が年間40本というのは、物すごくでかい論文をつくっていらっしゃる、ノーベル賞をねらっているとか、その辺、事情がよくわからないものですから。

○文部科学省担当者 申しわけございません。日本原子力研究開発機構といいますのは、あらゆる原子力の研究をしている組織でございます。ですから、研究者も1,500人ぐらいおるのですが、今回は福島の実験施設ですとか、除染ですとか、放射性物質の関係ですから、100人ぐらいが専従という形で移ってやっていただこうと。ただし、もちろん研究成果をアウトプットとしておりますけれども、研究のための研究をここでやるということを私どもは求めておりません。地元自治体の方に、かなり大きな仕事で、ホールボディカウンターといたしまして、人が被ばくをしたとき、どこにどれだけ被ばくしていますか、していませんかというようなお問い合わせ、そういうところへの御貢献も非常に多いものがございます。それは決して論文になるものではございません。

○中里先生 わかりました。ありがとうございました。

○榎谷先生 この原子力研究開発機構に係る運営基金交付金は、11ページの推進体制のところの原子力機構の部分の予算だと考えていいのですね。

○文部科学省担当者 そのとおりでございます。

○榎谷先生 福島県とか環境研はまた別に関連する予算を持っていらっしゃる、こういうことですね。

○文部科学省担当者 別にお持ちであろうと。その額については、恐縮ですが、存じ上げ

ないですけれども、センター自体の建設費につきましては、当初、文科省、環境省で補正予算を準備しましたと申しあげました。合わせて200億円ぐらいをいたしまして、建物、施設については用意させていただきました。その後の、利用して研究する、もしくはいろいろな作業をするのは、それぞれの機関の持ち寄りになります。

○大西参事官 河村先生、お願いします。

○河村先生 今回のような事故があって、関係する3つの機関でいろいろ連携していらっしゃるといことなのですけれども、この連携の仕方というのはどうなのでしょう、現状と今後と、変わっていく可能性はありますか。いろいろ局面が変わってくるのではないかということなのですが、いかがでしょうか。

○文部科学省担当者 ありがとうございます。

もともと、このセンターをどういうプレイヤーでやろうかというのは、関係省が一緒になって、復興庁を中心に、環境省だとか、私どもでもって参画して決めたものでございますが、その連携の仕方というのは、具体的に、環境創造センターをつくるに当たって、これは平成27年の2月でございましたが、済みません、先生方の分、用意していないのですけれども、こういうふうに、何をやるというものを3者で、特に県のリクエストにこたえる形でつくりました。

これは、放射線計測の観点では、除染・廃棄物の処理の観点では、それから、環境動態の観点ではどうか。それから、被災をして放射線量の高い地域もあるような土地を復興改善して、さらに夢のある社会にしていく、まちにしていくにはどうするかと、この4つの視点で、それぞれの項目ごとに、少ないもので10項目、大きいもので17項目に分野を分け、例えば、放射線に関しましては、分析手法の開発、その中でも放射性核種の非常に早く分析する方法はどうしたらいいか。これは県のほうで担当して、どういうニーズがあるかということをちゃんとサーベイしましょうということ。そして、日本原子力研究開発機構に課せられたのは、今までの分析機器の能力を超える、もっと精緻なものであるとか、今までは点と点と点、もしくは線でしかはかれなかったのを、一遍に面ではかれるようにしましょうというような新たな分析機器の高度化は、日本原子力研究開発機構の担当ですとか、全部で60~70項目にわたるものについて、分担をつくっております。

さらに加えて、中長期ということ、10年間では何を目標にし、どこまでやりましょうということの目標を立てるとともに、10年間をばくつとやっていたらおかしいでしょうという問題意識もあり、11ページに書かせていただいているように、フェーズ1、2、3でございます。平成27年度から平成30年度には、具体的に何をやりましょうということも、平成27年2月に中長期的取組方針というものを策定させていただきました。

さらに、ここに掲げさせていただいております、さっき申しあげました各種会議体ですね。右側の緑のところがございます。こういう各層の議論を経て、例えば、平成28年の3月には、今年度、平成28年度には何をしましょうという計画を立てさせていただいています。それに加えて、JAEAはその一部でございますので、大学だとか、NPOだとか、マスコミ

だとか、県の生活環境部の方にも入っていただいて、JAEAがどんなことをやるべきだというような評価、方向性もいただきつつ、物事を進めていると。ですので、こういうものをまとめていく段階で非常にすり合わせをよくし、及びこの組織の中でも横の連携をしっかりと形でということで、3者が余りばらばらにならないように組織立てをしております。そんな感じの連携をとらせていただいているという現状です。

○大西参事官 お願いします。

○河村先生 伺っていると、この資料にも、フェーズ2以降の事業方針はフェーズ1での3者の取組成果等を評価した上で改めて作成と書いてあって、今、具体的なお話がなかったの、そこを実はお尋ねしたかったのです。何をお尋ねしたいかということ、復興事業、平成32年度までとなっていますね。レビューシートもそうなっていると思うのですけれども、この環境創造センターというのは期間は違いますね。平成27年度から始められたから、平成36年度までとなっていて、ちょっと長い。福島でこの問題が数年で解決する話ではなくて、もっとずっと長く続くものだという事はよく承知していますけれども、ただ、復興とのかかわりで取り組む中でどうやっていかれるのかというところは検討されていないのでしょうか。きょうは機構の議論なのですけれども、福島が抱えた、ああいう事故が現実起こってしまって、何年かたっていく中で、それにどうやって対応していくかという問題と、それももちろんあるのですけれども、機構の場合には、原子力研究開発機構でいらっしゃるから、より一般的な課題に対応することを求められている機関でもあられるのではないかと思いますけれども、フェーズごとに3者の中での役割分担なり、機構に求められている役割というのは、多分、少しずつ変わっていくのではないかなという気がするのですけれども、その辺はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○文部科学省担当者 3者の中で何か確約しているものがあるということではないですけれども、私どもが考えておりますのは、1ページ目をごらんいただきますと、予算ではっきりしてくるのでございますが、機構に課せられている任務というのは、まず、放射性物質がそこにどれだけあるの、どこにあるの、これはどうなっていくのという、これからの復興の中で行きますと、帰宅困難地域であったり、避難地域がある中で、最初、事実を知る、これからどうなるかを知ることで、役割が大きかったのが、JAEA、日本原子力研究開発機構であると思います。ですので、フェーズ1は、今、求められているところについては、絶対遅滞なくおこたえするという事でございますが、あえて、私ども、フェーズ2は、その後に決まりますと申し上げておりますのは、普通の研究開発ではございませんので、そこはその時点、ですから、どれだけ除染が進んでいくかといったことを、県の方々から本当のお声をいただいて、それに対してこたえるべきことは全てこたえますが、県にコントリビュートするところ以外の、余計なことをやっちはいけないので、そのところは、今、勝手に、こんなことをやります、あんなことをやりますというのを申し上げていないのは、そういうことでございます。

現に、機構の中でも、どういう技術開発、どういう事業をやっていくか、今、申し上げ

ましたものに加えてございます。実は、これ、黒く見えますのは、2番目のところで、平成31年度なのですけれども、この辺については、今は予定は立てないと。平成29年度の状況で幾らでもそこは立てられますので、そこはその時点でニーズに応じて立てるべきだろうと。恐らく、このようなトレンドで、最初は初期投資が必要でございましたけれども、だんだんルーティーンワーク的に、電子計算機を回していくとか、ホールボディカウンターを車に乗せて運んで持っていくから、消耗品もすごく多うございますけれども、そういうものに割と集約をしてくる部分はございます。

○樫谷先生 復興庁の期間は10年だから、平成33年までですね。

○文部科学省担当者 平成32年です。

○樫谷先生 平成32年ですか。これは、フェーズ2の後半とか、フェーズ3は、復興予算とは関係なくやっついこうということなのですか。展開にもよるのでしょうか。

○文部科学省担当者 まさに、私ども、その辺はこれから関係のところ、一番は、復興庁がどうお考えになるかよりも、県の避難者の方がどれだけ戻ってこられるか。今は避難区域が11市町村ある状況でございますので、そのの先行きに沿ったような対応をさせていただくことが一番重要かと思っております。

○大西参事官 お願いします。

○阿部先生 資料の10ページで、技術開発と動態調査、それから、除染等の技術開発、この3つのそれぞれの研究の予算に占める大体の割合はわかりますでしょうか。それから、それが今後進展するについて、どこが縮小して、どこがふえていく、そういうような見通しがございましたら教えていただきたいと思えます。

○文部科学省担当者 3つに共通して基盤的なもの、例えば、環境創造センターに私どもJAEAは入らせていただきますが、そのときの賃料みたいなものもございまして、ざくっと言いますと、それぞれのプロジェクト、3つの柱でいきますと、放射線測定に関する技術開発、直接に係るのが2.5億円ほどあります。そして、放射性物質の環境動態に関する研究が5.6億円ございまして。そして、除染・減容に関する技術開発が0.7億円ございまして。

実は、2番目、3番目のものは、今、新たに何か福島でかかっているお金ということに加えて、特殊な施設を使わなければいけませんので、原研機構の特殊な施設を使う共通に必要な経費、例えば、放射性物質というのは分析するときには鉛ガラスで仕切られた向こう側に手袋で手を入れたような大がかりな装置、グローブボックスというのですけれども、そういう中に必要な機器を据えて、はからなければいけない等々の装置が必要です。ですから、JAEAには、建設費で行きますと200億円弱で昔建てた装置がございまして。今、そんなものをつくるのは無駄ですから、そういうものを使うための光熱水料等々が基盤として10億円ほどあったり、それから、さっきホールボディカウンターでいろいろなところにはかりに行きますというお話をしました。それから、福島県ですとか、いわき市ですとか、まさに環境創造センターにスペースをお借りする、そういうような事務所費用と、それから、県民支援費用、合わせて10億円ございまして。

○大西参事官 茶野先生、お願いいたします。

○茶野先生 先ほどアウトカムの話がありました。素朴にここを読むと、まるで情報センターか何かのアウトカムであるかのようなイメージがあります。研究開発、あるいは現状の把握に努めておられることは非常にわかるのですけれども、そうであれば、10ページの「主な取組」でたとえば、除染作業の効率化をどうできたとか、環境動態を把握した結果、どのようなところの作付判断に影響を与えたとか、そういうことだと、アウトカムとせずとんと落ちるのです。今いただいているアウトカム指標は、どちらかというと情報とか、どれだけ利用されたかということだと、これはまるで情報センターのレビューだったかなと思ってしまいます。研究開発ということであると、もう少し違う指標があってもいいのかなと。アウトプットとして、どういう論文を出されたかとか、どういう技術を開発されたかということであると、どういう技術によってどんなことが起こったかということが簡単には言えないことなのかもしれないですけれども、そういうことができると、非常に説得力があるのではないかという気がいたしました。

○文部科学省担当者 ありがとうございます。

今、先生の御指摘の点は、私どもが書いたアウトカムの前にある成果、何が開発されたの、どんなものが開発されたのということ、それは実はアウトプットのところのモニタリング、環境動態、除染のところ、こういうシステムをつくりましたということで書いてあります、その後、何に使われたかというところでございますね。幾つかの例はポンチ絵のほうにも、作付判断、淡水魚の汚染対策に寄与しましたということを書かせていただいたのですが、確かに私どもと申しますか、JAEAが直接的に提供するの、それぞれの町、村の、地方公共団体であるとか、公的機関であるとか、企業の方もありません、そういう方々が、これこれありませんか、この線量どうですかということで、そこにお答えをしているものですか、そのうち稲作作付に何パーセント使われたとか、その辺のところも今後、気を配りながらやっていって、先生の御指摘のところも分析をし、より地元にくたえるような取り組みができるようにしたいと思います。

○大西参事官 コメントシートの記入が終わった先生におかれては、お知らせいただければと思います。

山田先生、お願いします。

○山田先生 先ほど阿部先生からも資金の内訳についてありましたが、6ページ目のレビューシートだと、その辺がさっぱりわからないというのがあったので、私も非常に気にはなっていました。結局、JAEAの中で全部使うというよりは、センターに払うとか、いろいろな経費があるということなのですね。できれば、個人的にはそういったものも書いてほしかったなというのがあります。

お伺いしたいのが8ページのほうで、37億円から比べると非常に小さい話になるのですけれども、入札関係ですね。一者応札については、勉強会の時点で、この会社しかないとか、2社しかなくて、もう一者は防衛省のほうを受注したから、一者になってしまったと

か、そういう事情をお伺いしたのですが、にしても、ほかのものも2者とか3者とか、非常に少ないかなと。JAEAの入札は大体そんな感じになってしまうのか、それとも福島絡みだからこういうふうになんか少ないのかというと、どうなのでしょう。

○文部科学省担当者 JAEAの業務自体が大分専門的だということで、こちらの業務概要を見ていただいても、単純に物を買うとか、そういったものでないというのは御理解いただけるかと思います。

一方で、例えば、一者入札になったものでも、4. のアビエーションの案件につきましても、入札の説明会には3者来て、話を聞いて、なかなか難しいね、専門性も高いしということでしょうけれども、実際に入れてきた数としてはこういった数だったということもございます。

そのほか、8番であれば、再入札を何回かしてもなかなか入らなかったという随契もございますし、9番も最初は5者入ってきたけれども、結局、手を挙げてきたのはこの数だったということで、そこは専門性というところもあるのかなと感じてございます。

○山田先生 ほかの、福島関係ないJAEAの入札も大体このぐらいの件数になっているということですか。

○文部科学省担当者 今、平均値とかを手元に持ち合わせてございませませんが、業務にもよりますけれども、専門的なものについては、やはり手を挙げてくる会社が少ない傾向にあるというのは一般的に言えることだと思います。

○山田先生 これをもうちょっとふやそうという努力は、今、どんな状況でしょうか。

○文部科学省担当者 そのこのところにつきましては、契約の入札書類をより平易な形、皆さんにわかっていただく形で書き直すとか、公告の期間を長くするとか、もっと早い段階から、来年度はこんな入札を予定していますとか、さまざまな取り組みを今、仕掛けているところでございます。

○山田先生 資格条件がすごい厳しいとか、そういうのもあったりするのですか。

○文部科学省担当者 資格条件については、割と緩和してはいるのですけれども、そこも1つ1つ、もっと精査をしていこうと思っております。

○大西参事官 河村先生、お願いします。

○河村先生 JAEAのこれから先の時間軸を見据えた業務の目標の置き方なのですが、御説明を伺っていると、余り先のことは決められなくて、現場でというか、福島県のほうでニーズがあればこたえなければいけないからとお考えでいらっしゃるのによくわかるのですね。それは伝わってくるのですけれども、ただ、もうちょっとめり張りがつけられないのかなというか、もちろん、ああいう事故が起こってしまっただけで大変な状況に陥っている福島県に対して、1年、2年で終わる話では全然なくて、何十年かかるかということだと思っておりますけれども、こたえていくということも必要なのですが、さはさりながら、直後の数年と、平成30年度が境目になるかわからないのですけれども、特にJAEAのお立場からすると、重点を置いて取り組んでいく事業は多分、変わっていくのではないかと、そういう

形で目標を設定されてもいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。ですから、環境動態等の研究というのは、年数たったら、たっただりのいろいろな研究が必要なのかなと思うのですが、例えば、測定に関する技術開発は喫緊の課題だったから、もちろん今まで重点を置いてやっていたらと思うのですけれども、だんだんそういうものの比重が下がっていったということもあり得るのではないのかなと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○文部科学省担当者 環境創造センターにおける取り組みとなりました場合には、やはり環境動態というのは若干長目のスパンで物事を見ていかなければいけないかなと思っておりますが、若干大きな視点になってしまいますが、JAEAは福島地域に対して、今、環境回復に関するものとしてこの活動をしておりますけれども、復興予算でないもので、さまざま、廃炉に関する貢献ですとか、主なものは1Fの廃炉に関して、ロボットアームを使ったような遠隔技術であるとか、デブリをどうやって分析をし、切って廃炉に持っていったらいいのかとか、そういう研究開発も進めております。今、先生御指摘のところは非常に重要なところでございまして、それと、こういうものに対するバランスも含めて、時々、1つの枠の中だけではなくて、もうちょっと大きな、少なくとも福島に対して何をすればいいかという目線でもって物事を考えていかなければいけないと思っております、もちろん今の時点で決まっているものではございませんので、申し上げてはおらないのですけれども、現場では、こういうことをしたほうがいだろう、あれは必要だろうとか、こういうのは常々ブレインストーミングをしていただいております。

○河村先生 ですから、それをレビューシートをつくる時にも少し反映していただくことができるのではないかという感じで見ておりまして、例えば、レビューシートの2枚目、アウトプットの一番上のところで、モニタリング機器、解析手法の開発数で、3件、既に技術移転済みというのがずっと出ているような感じになっていて、これはこれで既に1つ達成された成果なのだろうと思うのですね。それはそれで、もちろん立派な成果なので、そういうことでいいと思うのですけれども、年がたつにつれて、今度は別のところに焦点が当たって、今度はここを目標にして、こういうものを開発、確立してということ、次々とそれが変わっていったいいと思うのですね。もちろん過去の成果は成果でよくて、そういう形で少し工夫してお書きいただくことができないものかなと思いますが、いかがでしょうか。

○文部科学省担当者 御趣旨は理解をいたしました。よく工夫をさせていただければと思います。

○樫谷先生 直接関係ないのですが、SPEEDIというのが、使いづらかったのか、不正確だったかわかりませんが、あれはどこで研究していたのですか。

○文部科学省担当者 研究は日本原子力研究開発機構の東海でやっておりました。研究としてはでき上がってしまいましたので、規制庁に移管をして、今は運用ということでやっております。

○樫谷先生 10ページの右下の動態等に関する研究ありますね。上のほうから、川にずっとおって海に来るといって、状況によって違うのですけれども、大体どれぐらいの時間を想定していらっしゃるのですかね。それは1年や2年ではないですね。

○文部科学省担当者 次のページをめくっていただきまして、今の環境動態等に関する研究の②の部分でございます。ここに、例えば、降水時40時間後とか、120時間後というものがございまして、雨が降った後は大きくセシウムが動きますので、こういったシミュレーションがございまして、一方で、何年間といったスパンでのシミュレーションもございまして、長期になると精度が問題になってきてございますけれども、そういったものもございまして、短期から長期までと、そういった認識でいただければと思います。

○樫谷先生 それが平成36年度までで終わるということではないわけですね。もっと先を読んだ研究開発も必要だということですね。

○文部科学省担当者 そうですね。あと、物理的に、水に流れるだけ、地層にくっつくだけということに加えて、これは生態系ですから、例えば、植物に、キノコに集まりやすいとか、そういう一研究もございまして、どういう生態系でとまるかということも先生の御質問には非常に影響があることでございますので、相当難しいものではあります。

○阿部先生 それでは、取りまとめ結果を発表させていただきます。

事業内容の一部改善とされた方が5名で、現状どおりとされた方が1名でございました。これを踏まえて、評価結果としましては、事業内容の一部改善としたいと考えております。

コメントは3つあります。

1点目、技術開発や研究成果の検証を徹底し、対象事業の絞り込みや重点的な目標の設定等、めり張りをつけた取り組みが必要。

2点目、長期的な取り組みが必要なものについては、その進捗状況を踏まえ、将来、一般会計等において実施することも検討すべき。また、今後の進捗に応じて、県、国立環境研究所との役割分担を検討していくことが必要。

3点目、入札状況の改善への取り組みを積極的に行うことが必要。

以上でございますが、御意見ございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○大西参事官 よろしいですか。それでは、以上をもちまして取りまとめコメントといたします。ありがとうございました。

○大西参事官 どうもありがとうございました。

以上でこの部分については終わります。

続きまして、次の事業、「漁場復旧対策支援事業」の議論に移らせていただきます。

説明者の入れかえがございまして、16時10分から再開させていただきます。

(文部科学省関係者退室)

(休憩)

(農林水産省関係者入室)

○大西参事官 それでは、ちょっと時間が早いですが、準備も整いましたので、これから「漁場復旧対策支援事業」の議論に入らせていただきます。

事業所管部局である農林水産省から事業概要の説明をお願いいたします。

○農林水産省担当者 農林水産省でございます。よろしくお願いいたします。

「漁場復旧対策支援事業」の事業概要について説明させていただきます。

当該事業は、事業開始年度が平成24年、事業終了が平成32年度ということが平成28年に決定されております。

事業の概要でございますが、レビューシートの2ページ目の真ん中あたりのカラムになりますが、目的といたしまして、東日本大震災によって漁場へ流入した瓦れきの回収を目的としておりまして、大きく3つの事業から構成されております。

1点目は、専門業者による大型の瓦れきの撤去、2点目が、漁業者が行う瓦れきの撤去でございます。

2点目の事業につきましては、細かく分けると2つに区分されます。これは後ほど議論の中で説明させていただきます。

3点目が、漁場環境改善のための技術開発の事業でございます。

なお、この3番目の事業につきましては、平成27年度をもちまして終了いたしております。

予算額及び執行額についてでございますが、平成26年度、約33億円の予算がございましたが、圧縮に努めまして、平成28年度には約12億円となっております。一方、執行率につきましては、平成26年度以降、約4割弱で推移いたしております。

成果の目標及び成果実績のアウトカムでございますが、これは漁場の復旧という観点から、震災前の漁獲量に回復させるのをアウトカムの成果といたしております。達成度合いでございますが、平成25年度以降、70%以上となっております。単位当たりの事業のコストでございますが、これは下から2番目の欄になります。専門業者による瓦れきの回収に関しましては、平成25年度で1日当たり約128万円ございましたが、若干増加してありまして、平成28年度は140万円となっております。一方、漁業者による回収でございますが、平成25年度、130万円ございましたのが、平成27年度には1日当たり33万円に圧縮されております。

お手元の資料でございますが、さらにめくっていただきまして、最後のページ、12ページをお願いいたします。これは、事前勉強会が2回ございましたが、いずれの勉強会でもつけるようにという御指示がありまして、添付させていただいております。岩手県、宮城県、福島県の漁業の生産量の推移と、震災直前を100とした場合の比較でございます。平成22年を100としておりますが、岩手県、宮城県、福島県の3県につきまして、平成22年の1つの欄が生産量、下段がそのときを100とした比率、以降、平成23年から平成27年までの漁

獲量の推移と比率の推移となっております。3県の合計で、現在のところ73%の回復率となっておりますが、県別に見ますと、岩手県が80%、宮城県が72%、福島県が56%という状況となっております。

以上、簡単ではございますが、事業の概略を説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○大西参事官 この事業につきまして、選定した理由、それから、議論すべき論点につきましては、資料の1ページに記載してございます。

それでは、質疑に入りたいと思いますので、御質問等ある先生は挙手をお願いいたします。お願いいたします。

○樫谷先生 最後に御説明いただいた12ページのところなのですが、福島はいろいろな事情があつてなかなか難しいというのはわかるのですが、岩手県と宮城県が100%にまだ到達をしない理由は、いろいろな理由があると思うのですけれども、売れないからとれないのか、とれないから売れないのか、あと、瓦れきとの関係は、瓦れきがあるからとれないのかとか、そんなことを考えたときに、なかなか100%にならない理由というのは、特に宮城県は微増ですね。平成25年度、平成26年度、平成27年度は同じですね。この辺はどういうことなのか、それをまず1点。

それから、福島県の漁獲高が、平成26年度は78%になっているのだけれども、平成27年度はまた平成25年度のレベルに戻ってしまっておりますね。これは何か理由があつたのかですね。そこについて、2点、御説明ください。

○農林水産省担当者 ありがとうございます。

まず、この統計のとり方が若干複雑なところがございまして、これの回復率は、ここの県に根拠を置く全ての漁業が入っております。詳しく申し上げますと、今、瓦れきがあるところで操業している漁業に対するものも入っておりますし、あわせまして、宮城県に根拠があつて、宮城県で出入港をしておりますけれども、瓦れきのある漁場を通り越して、若干沖のほうまで行く漁業まで含めた数値となっております。これは岩手県、宮城県、福島県、全て共通しております。

では、沖のほうまで行く漁業を何で入れたかという観点でございまして、瓦れきが海に流入した当初は、港から漁場まで一面瓦れきが入っております、漁船自体の出入港も不可能であつたと。つまり、これら3県の漁業が全く生産不可能な状態であつたという点で含めておりました。

そういった点を配慮いたしますと、今は若干回復しております、沖のほうの漁業、特にサンマをとる漁業なのですが、そういったものを除外いたしますと、回復率で申し上げますと、岩手県が80%、これは変わらないかと思えます。宮城県が69%で、福島県が5~6%という数字となります。福島県につきましては、ここで74%に上がって、56%に下がったというところは、まさにサンマをとる漁業の漁獲量が主な要因となっております。そういった観点から言いますと、沿岸の、実際、今、瓦れきに困っておるところの漁業は、福島

県で言うと5～6%、宮城県で言うと69%ですが、これは微増傾向にあるという状況にございます。

○樫谷先生 近海の場合は瓦れきと大いに関係すると思うのですが、この前の勉強会のお話いただいて、まだ瓦れきがたくさんあるのとおっしゃっていましたが、瓦れきの影響で漁業ができにくいという要因が多いのか、その他の理由なのか、ここはどう分析されているのでしょうか。

○農林水産省担当者 宮城県につきましては、現在は、瓦れきがあるけれども、漁業を再開しつつ、あわせて瓦れきの回収を進めるという状況となっております。ですから、フェーズで言うと、第2フェーズに入ったと私どもは認識いたしております。最初は瓦れきで全く操業ができなかったところがございますので、最初は漁業者の皆さん全て漁を休んで瓦れきの回収に当たって、一気にある程度の回収を進めた。そこで漁業の再開が可能となりましたので、漁業の再開と瓦れきの回収を並行してやっていくという第2フェーズに入っております。

お手元の資料で申しますと、8ページをお願いいたします。右側に点線で示した図がございます。ここに①②③と3つ絵を描いておりますが、①が専門業者による大型瓦れきの撤去でございます。私が先ほどの説明の中で、漁業者の回収は2通りありますと申したのが②と③でございます。③がまさにごくごく初期の段階に漁業者が全てを休んで一気に回収してしまおうということで始めた事業でございます。②が操業しながら同時並行的に瓦れきの回収をしていこうというところがございます。

②と③の一番の大きな違いは、③は漁業を休んで瓦れきの回収に専念するわけですから、船の運航にかかる一切の費用、燃料代や人件費、備船料を支給しておりました。②につきましては、瓦れきの処理にかかる費用のみをやると。それは、漁業を再開することで収入の糧が得られたので、実際の瓦れきにかかる費用のみを支給いたしましようということになっております。これはレビューシートの2番の漁業者のコストが当初1日130万円ありましたが、33万円に減ったのとまさに一致しておるところでございます。考え方といたしましては、最初、③で一気に取りれるものは取ってしまった後で、それでもやはり瓦れきというのは海底を移動して入ってきますので、それは②で継続しながら取っていこうと、そういったスタンスで現在臨んでおるところでございます。

○樫谷先生 私が質問したかったのは、平成22年は震災の前ですね。生産量がこれぐらいあったというのはそうだと思うのです。ところが、震災で、残念ながら、いろいろな理由で漁業をおやめになったという方もいらっしゃると思います。もちろん新しく入られた方もいらっしゃるかも知れませんが、そういうものも考慮する必要があるかと思うのです。そこも踏まえたような数字なのかどうなのか。つまり、進捗率ですね。

といたしますのは、この事業は瓦れきを取る事業なのですが、終わりを考えたときに、もとに戻れば一番いいのですけれども、漁業者数とかが減れば戻りませんね。もっと効率的な取り方がひょっとしてあるかも知れませんが、そうすると、今の沖のほう、あるいは遠

洋もあるかも知れませんが、そういうものも含めて、本当に瓦れきの対象で見なければいけない部分はどこなのかなと思って、それが知りたかったと。そうしないと、もちろん、ずるずるやらなければいけない部分も確かにあると思うのですが、終期がなかなか特定できなくて、結果的に期間までずるずるやっちゃって、かえって漁獲高が上がらないということになるのではないかなと思って、そういう質問をしているのです。

○農林水産省担当者 ありがとうございます。

ここは私どもも、目標値の設定というところで一番苦労しておった場所でございます。瓦れきの回収という事業でございますので、本来であれば、漁場に瓦れきが何トン存在して、そのうち何トンを回収したかを明確に示すべきところなのですが、瓦れきというのが、特に家屋等の瓦れきが多うございますので、畳とか、プラスチックなどがありますので、海底を移動することがあります。ですから、正確な量の把握ができないので、瓦れきの量と回収量という指標がお示しできなかったという点がございます。そういった意味では、我々といたしましても、これは最善の指標ではないことは認識した上で、今、考え得る指標は何かというところで、漁獲量という指標をつけさせていただきました。復興のごくごく最初のころは、まさにゼロから始めるわけですから、回復しておるというものの見方としては適切であったとは思いますが、復興が進んでまいりますと、先生がおっしゃられたような問題とか、どうしても漁獲量を指標とすることの限界が見えてまいります。

では、瓦れき以外の影響で何があるのかというのは、漁業者がやめたかどうかというよりは、天然資源なので、若干変動するみたいな要因が多いのではないかなと思っております。そういった点も含めまして、我々として留意しておるのは、これは平成32年となっているので、100%になっていないから、平成32年まで継続できるのだというような逆説的なものの取り方に誤解されないようにしないといけないと思っております。

そういった点からいたしますと、我々、これまで、回収が大体終わったというところから順次撤退しております。当初は6県で事業を始めておりましたが、現在残っておりますのは3県でございます。さらに、し細に見てまいりますと、地域ごとに特徴がございます。ですから、県が3県ございまして、8ページの図にあるような3種類の事業がございますので、計算上はマトリックスが9つできるわけなのです。それぞれの状況に応じて、早く終わったものから撤退していただくという方向で臨んでおるところです。

現在、9つあるマトリックスのうち、事業をやっておるのが6個のマトリックスとなっております。具体的に申しますと、岩手県では①しか、今、実施しておりません。宮城県と福島県につきましても、基本的には今は①と②しかやっていないということになります。福島県はまた後で触れさせていただきますけれども、原発の20キロメートル圏内から外側の海域におきましては、もう③の事業が終了して、①と②の事業のみとなっております。そういった感じで、我々は漁業の再開が最大の目標でございますので、とにかく早く終わったところから順次撤退できるような形を鋭意努力しているところでございます。

○大西参事官 河村先生、お願いします。

○河村先生 いろいろ御説明もいただいて、事前勉強会でお願いして資料もいただきました、今、12ページの漁業生産量の資料の話が出ていますけれども、その前のページの資料もいただいている、瓦れきの回収量の推計値も出していただいて、ありがとうございます。平成24年度からの進捗が書いてあるのですけれども、これを見ると、一段落しつつあるのかなという気はしなくはないのです。今、御説明にもあったのですが、最初は6道県がやっていたのが、だんだん減っていっていますね。最初はやっていた北海道、青森県がいなくなり、今は茨城県もいなくなっているわけですね。おやめになられた県は、どういう形で、県のほうで意思決定されたということですか。

○農林水産省担当者 これは、最終的には県で意思決定で、その背景は、現場の漁業者が、十分回収したから、ほぼ大丈夫だと県に伝えたということになるかと思います。

○河村先生 そうですか。この事業はそもそも国だけではなくて、県も持ち出しの分がある事業ですか。

○農林水産省担当者 レビューシートの2ページになりますけれども、字が小さくて申しわけないのですが、事業概要のところに補助率とございます。10分の8ですから、10分の2は岩手県、宮城県、福島県の3県が負担することになります。3分の1というのはそれ以外の県でございます。

○河村先生 3分の1を負担する県は既に終わったということで、おしまいでいいですということ。そういうところも制度設計が影響しているかなというところもあると思うのです。

ちなみに、レビューシートは平成25年度からになっているのですが、1つ前の平成24年度の執行額はお幾らですか。

○農林水産省担当者 お手元の資料の11ページになります。これの左側に、36億になります。

○河村先生 わかりました。それを先ほどの瓦れきの回収量の推計値と当てはめてみたときにどうなのかなということなのですね。瓦れきの回収の仕方もあるので、同じ単位コストで同じだけの瓦れきが上がるわけではないと思うのですね。最初的时候にはがって取るのをなされたから、こう言ってはあれですけれども、割と少ないコストでよりたくさん回収できたということがあったのかなと、こういうふうに見ていくと、この事業をずるずる続けることがどれだけいいのかなという気がするのですね。既におっしゃってくださっているのですけれども、平成32年度までとなっているとは思っているのですけれども、より効率的に終わらせるほうが、もしかしたら、国にとっても、実際に被災された自治体にとってもいいのではないかということで、時間の切り方をもう少し前に倒すような形で、今、平成28年度やっているのです、ことし限りというのはあれでしょうから、例えば、来年要求するけれども、国から支援をするのは来年限りにしますのです、そこで取ってくださいという感じでやってはいかがかなと思います。

あわせて、レビューシートに書いてある目標のところでお悩みがすごくあるのだろうと

思うのですけれども、アウトカムのところの目標を、瓦れきの撤去等により震災前の漁獲量に回復させるというのが、ちょっと問題があるかな、無理があるかなという気がして、震災前というのは取ってもいいのではないですか。漁獲量の回復が望ましいとなさるのはいいと思うのですけれども、先ほど樫谷先生から御意見がありましたような、瓦れきだけが要因で漁獲量が回復しないわけではなくて、漁業に携わる方の問題もあるし、先ほどおっしゃられた、自然ですので、サンマがとれなくなったというのは北海道もすごく困っていて、それは別に瓦れきのせいではないですね。そういう要因だって出てきてしまうのに、意地で100%になるまでこの事業を続けるというのも、ちょっとどうなのかなと。漁獲量の推移も、こうやって数字を見てくると、だんだん収束しつつあるのかなということで、完全ではないかもしれないけれども、そろそろいい水準のところに来ているのではないかなという気もしますので、そういうこともあるので、例えば、先ほど私が申し上げたように、来年要求するけれども、来年限りということにして、そこまでできるだけ取っておしまいにしてくださいという形で持っていてもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○農林水産省担当者 ありがとうございます。

確かに、当初と違って、もう第2フェーズに入ってきておりますので、瓦れきの量は確実に減っておおると思います。一方で、それでもやはり瓦れきというのは存在して、漁業活動に支障を与えているという現状がございます。私が先ほど申しましたように、9つマトリックスができるわけですから、そういったマトリックスを見て、それぞれのマトリックスごとにどんなふうにおろしていくのがいいのかというところを、これからの予算額とか、予算の執行というところに反映はさせていきたいと思っております。

ただ、一方で、そうは言っても、幾つかの部分については、いまだに瓦れきがあって、少なくとも平成32年度までは必要なのではないかと見られるところがございます。当然、100%に達していないから、それを根拠に続けるというつもりもございませんし、全ての事業を続けるというところもございません。一方で、どうしても必要なところについては、我々がどのように見積もっても、最大延ばして、やはり平成32年までは必要ではないかなという部分があるところを御理解いただければと思います。

○大西参事官 山田先生、お願いします。

○山田先生 3県の資料を分けていただいて、ありがとうございました。平成28年の予算で12億円なのですけれども、その12億円の3県別の内訳を教えてくださいませんか。

○農林水産省担当者 岩手県が7,500万円でございます。宮城県が5億5,000万円でございます。福島県が6億5,000万円となっております。

○山田先生 この要望額は、瓦れきの話は先ほどから、家屋等の瓦れきが入って、海はどこに行くかわからないとか、いろいろと不確定要素が多い中、宮城県の5.5億円とか、福島県の6.5億円というのは、根拠はどういったところなのでしょう。

○農林水産省担当者 宮城県につきましては、まず、専門業者の回収は、回収する地点を、

ことしは何か所やろうということ根拠にやっております。同じく宮城県の漁業者の回収は、今、回収の場所が2巡目に入っております。そういった中で、想定される回収ごみの量から逆算して必要な処理費を算出しております。

福島県につきましては、回収を専門の業者で予定を実施している箇所をもとに、想定される量、金額を掛けたのがございます。それとあわせて、漁業者の回収では、想定されるごみの量に単価を掛けたものを合計したものとなっております。

○山田先生 だとすると、宮城県と福島県は同じですね。今、余分なコメントだと思えますけれども、結構です。

では、専門の業者と漁業者がいるということは、過去も、専門の業者の分に関しては執行率がほぼ100%近くて、漁業のほうは、たまたま引っかけたかどうかみたいなこともあると思うので、漁業のほうは不明瞭なので執行率が悪かったという理解で大丈夫でしょうか。結局、今、問題になっているのは、執行率が低いと、それが問題なので、そこを実は詳しく知りたかったのですけれども、大分わかってきたのは、専門業者のほうは執行率がほぼ100%近いという理解で大丈夫でしょうか。

○農林水産省担当者 いや、専門業者のほうも、やはり執行率が半分しかないという年がございまして。特に福島県につきましては、当初3カ所予定しておったところが1カ所しか実施できなかったというところがございます。

○山田先生 その理由は。

○農林水産省担当者 特に福島県につきましては、いろいろ複雑な背景がありますので、県内の調整が若干つきかねたというところがございます。

○山田先生 宮城県のほうは。

○農林水産省担当者 宮城県の場合は、実施をしましたが、想定していたよりも量が少なかったというところがございます。そういった点からすれば、瓦れきの回収というもの自体は確かに進捗しておると言えます。一方で、宮城県につきましては、特に専門業者の事業は、一度全て必要な箇所はやって、さらに追加して2回目でやっておることがございます。つまり、一度回収しても、若干出てくるので、やらざるを得ない部分があります。ですから、我々も一番悩んでおりますところは、だらだら出てくるところをどう見込むかというところがございます。一遍ばつと取っても、また出てくるというのがありますので、若干時間の推移を見ながら回収をしていって、終期に向けて取り組んでいきたいと思っております。一方で、執行率が低いという点は、事業の必要性とは別にございますので、その査定は、これまでの経験を踏まえてしっかりやっていきたいと思っております。

○山田先生 福島県は20キロメートル圏内に対しての事情が異なっているということなのですね。

○農林水産省担当者 福島県につきましては、20キロメートル圏内はこれまで手つかずでございましたので、調整がつけば、ことしにも開始できるとなります。一方で、20キロメートル圏外のほうは事業に着手しておりましたので、既に相当量の瓦れきも回収しており

ます。これは11ページの資料の一番右の欄にございますが、福島県は4年間の合計で約2万6,000トン近くの瓦れきを回収いたしております。

○山田先生 では、平成28年はばんとふえる。細々と資料が足りないなと思っているのですけれども、特に福島県のことを言うと、本当に終わりがわからないので、福島県の特に原発のところの圏内は、この予算ではなくて、別の予算ではないかなという気はしております。福島県の再生加速化交付金とか、福島県は福島県で別のいろいろな予算があると思うのですけれども、福島県だけ、これではないのではないかなという気はしております。

○農林水産省担当者 ありがとうございます。

一方で、現在、海底の瓦れきの回収を可能とする事業はこれしかないという点がございます。

○山田先生 なので、来年以降、御検討いただけないかと。このままずるずる行くよりは、抜本的な改革といいますか、フレームの見直しというのはいり得るのかなと思いました。

○農林水産省担当者 ありがとうございます。

我々、決してずるずる行くつもりは一切ございません。遅くとも平成32年までに完了させるということで、今、調整をやっておるところでございます。

○大西参事官 河村先生、お願いします。

○河村先生 さはさりながら、例えば、国から補助するときのめり張りがあってもいいのではないですか。先ほど、来年とかでやめることはできないというお話だったのですけれども、今、被災3県、10分の8補助していますね。補助率をこのまま平成32年度まで引っ張るのではなくて、あと1年、2年だけはこれを維持するけれども、そこから先は、例えば、国からは半分にします、それぐらい自分の県の持ち出しがふえますよということになったら、県も一生懸命はっぱをかけて、できるものなら、ことし中、来年中にできるだけ回収しましょうとなるのではないかなという気もしますが、そのあたりはいかがですか。

○農林水産省担当者 今ある、この制度の仕組みの中で、我々も考えとしては、今、先生が言われた点と同じ方向で取り組んでおります。具体的に申しますと、漁業者の回収というのは、一斉に休漁してやるのから、今、全てが操業しながらやるということになります。そうしますと、名目上の補助率は10分の3でございますけれども、実際、漁業者に行くお金は、瓦れきの回収に要する費用のみとなりますので、漁業者自身の持ち出しという点から言えば、もう既にかかなり進んでいることとなります。こういった感じで、我々、制度の中で最善の努力を尽くしているところでございます。

○河村先生 今の御説明、よくわからなかったもので、操業しながらだと、事実上、国の補助率が下がるということなのですか。

○農林水産省担当者 レビューシートの2ページの一番下でございますように、全て休んで漁業者に回収してもらいますと、1日130万円かかりますが、操業しながらやりますと、単価が33万円となります。残りの100万円は漁業者が自分で負担をするという構図になります。補助率としては一緒でございますが。そこは、やはり漁業の再生を優先して、漁業者

が自立しながら、自分たちでこの33万円の分を負担するという構図になっておりますので、考え方としては、今の先生の御指摘と同じ方向で、我々としてベストを尽くしてやっておるのだと思っております。

○河村先生 漁業者の方が操業を休んで回収されるときと、漁業しながらなされるときと、1日当たりのコストは130万円と33万円で違うというのですけれども、上がってくる瓦れきの量、違うのではないですか。そこを一緒に比べられないのではないですか。操業しながらやるということは、漁をやっているわけだから、フルに瓦れきの回収だけやっていると、取れる瓦れきの量が違ってきますので、事業の成果としては同じだけのものがあるとはちょっと考えにくいと思うのです。

○農林水産省担当者 そこは、瓦れきの回収が進んで、第2フェーズに入ってきたという点も踏まえて、こういった対応をとっておるということでございます。仮に、今、全て休んで一気にやったらどうなるかというところではあります、また後からだらだらと瓦れきが出てくるという現状がございますので、実際、操業しながら、時間が若干経過して落ち着くのを待つという対応で現実的にやらせておるところでございます。

○河村先生 お話がかみ合わないと思うのですけれども、私が申し上げたいのは、単位当たりの国なり、財政支援でどれだけ回収できるかを考えてやらないといけないのではないですかということで、別に全部漁を休んで回収するのに戻ったほうが良いと申し上げているわけではないのです。ですから、お金を国から投入するのだったら、効率的に使っていただけるようにしたほうが良いと思いますので、そういう意味でも、ここの数字のところだけではなくて、補助率自体を下げていって、残りの分は御自分たちというか、県なら県で持っていただくという形でやっていくのが、なるべく効率的に事業を進めていただくことのインセンティブづけになるのではないかとということです。済みません、これはコメントですから、これで結構です。

○大西参事官 山田先生、お願いします。

○山田先生 勉強不足でよくわからないのですけれども、普段、台風とか、ほかの地域の瓦れき撤去も当然あると思うのですけれども、そういうところは、国とか県とかは支援しているものなのですか。

○農林水産省担当者 台風に限らず、瓦れきというのは出てきて、海流漂流物が問題になっているところもございますので、例えば、海岸であれば、流れ着いたものを環境省の予算とか、そういうものはやっているのがございますが、東北の震災に関しては、その予算を使うことではできないという整理がついているようです。

○山田先生 今回、震災だからこそ、国が10分の8出していますよと。だから、ほかとの整合性ですね。瓦れきの数が減ってくることによって、ほかの地域は、瓦れきを、自腹切ったり、県が出したりしているのに、何でこれだけ国が8割も出すのかというところの比較はどんな感じなのでしょう。

○農林水産省担当者 我々は実際、この枠の中で最善を尽くしてやっておりますので、そ

ういった点では、10分の8、ほかの県は3分の2という中での最大の効率化を図っていくということで、今、一生懸命やっているところなのです。

○農林水産省担当者 今ほどの私どもの説明について、私から補足いたしますと、レビューシートを2ページをごらんいただければと思います。まず、この事業自体は、説明飛ばしましたけれども、根拠の法律といたしまして、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法ということでございまして、山田委員の御質問にお答えする形になるかと思っておりますけれども、ほかの地域との違いを法律上このように根拠づけてやっていることをまず1つ。

○山田先生 ほかの省庁でもあったのですけれども、そういう話は百も承知でございます。けれども、今後、こんな低い執行率の状況で検討するなら、ほかの制度との比較で考えるのがいいのではないですかぐらいなので、もちろん百も承知でございます。

○農林水産省担当者 ありがとうございます。

もう一点、10分の8補助率ということでございます。県におきまして残りの10分の2につきまして、交付金つきだということを事実関係として申し上げておきたいと思っております。

○阿部先生 よろしいですか。取りまとめのコメントに関してですけれども、評価結果ですが、廃止とされた方が1名、抜本的改善とされた方が2名、一部改善とされた方が3名ございました。数の上では一部改善の方が3名なのですが、全体的に評価した場合は、本事業に関しては、事業内容の抜本的改善という取りまとめが妥当ではないかと、案として考えております。

そして、コメントとして3点ございますが、1点目は、事業の効率的な実施を図るため、平成28年度限りでの廃止も含め、回収量の進捗状況を踏まえながら、終期の前倒しを検討すべき。また、福島県の手がつけられていない地域については、別の予算にすることも検討すべき。

2点目、要求する場合にあっても、予算規模を縮小すべき。

3点目、生産量の目標については、瓦れき回収量と漁業生産量との間に相関関係が見られないため、アウトカムとしては不適切。仮に目標に生産量を使うのであれば、遠洋、近海、沿岸別や地域別など、きめ細かな目標生産量を決め、それぞれの状況に応じた対応をとるべきである。

以上が案でございますが、先生方、いかがでしょうか。どうぞ。

○河村先生 仮に目標に生産量を使うのであればと書いてくださった方がいらっしゃるのだと思うのですけれども、本当によろしいのですか。地球温暖化の影響とか、海水温の上昇の影響とかもあって、先ほどのサンマの話ではないけれども、そういうことで要因が振れたりということもあるわけですし、福島県の場合であれば、もっと別な、原発の関係の風評被害の問題とかだっているわけですね。それは遠洋とか、近海とか、沿岸別で分けることで解消できる問題ではないのではないのかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○樫谷先生 これは私が書いたのですが、これをやることによって、ではサンマはどのようなのだとか、いろいろなことがわかってくるわけですね。それによって対策の打ち方が多分、違ってくると思うのです。私は、生産量を使うことはいいけれども、大ざっぱになり過ぎて、よくわからないと。目標が近海のサンマだとしたら、サンマが減っていましたと、これは何なのでしょうということがわかってくるので、瓦れきに対する対応の仕方も変わってくるだろうということで、目標を単純に達成すればいいというのではなくて、細を分析して、分析のあり方によっては対応の仕方も違って来るだろうという意味で、何かのベンチマークをとるときでも、余り大ざっぱではなくて、きめ細かくとっていただいて、それによって対応の仕方を変えていただく。また原因も違うでしょうからね。そんなことで生産量というお話をしたのです。

○河村先生 御趣旨はわかったので、把握は私もしたほうがいいのかと思うのですけれども、やはりアウトカム目標はやめておいたほうがいいのかではないですか。ほかの要因で振られ過ぎてしまう。把握はしていったって、いろいろ状況はわかってくるとは思うのですけれども、アウトカム指標にするのは、そこまではしないほうがいいのかないかなと私は思います。

○樫谷先生 でも、アウトカムですよ。瓦れきを取るのがアウトカムではなくて、生産量がどうかというのがアウトカムなのです。そういう意味から見たら。ただ、なぜそうなっているのかをきめ細かく分析するための指標としては、私はいいと思うのです。とにかく漁業者がほとんどいなくなっているのに、生産量を達成しろということはありませんので、また、サンマがとれにくくなっている、それは瓦れきの理由ではない、そんなものをちゃんと分析をした上で示していただいて、それに応じた対策を打っていただくと。皆さん、水産庁ですね。サンマがとれなくなったら、何か別の原因があるかもわからない。それは瓦れきの話ではなくて、一般の話として、水産庁としてどう対策を設けるかという話だと思うので、こういう指標を見ながら、瓦れきのことだけではなくて、いろいろな対策が打てるのではないかと思います。

○阿部先生 先生、「生産量を使うのであれば」というところを仮に省くと、「よりきめ細かな目標を決め」という書き方もあるかと思います。どうでしょう。「生産量を使うのであれば」云々のあたりをもう少し完結にして、「よりきめ細かな目標を決め」ということではいかがでしょうか。

○河村先生 私は、把握することは全然異論ないのです。把握、ぜひしたほうがいいのかと思うのですけれども、目標とはちょっと違うのではないかと思います。瓦れきだけで決まることではないので、把握はしておいたほうがいいのかと思いますが、アウトカムというか、目標に入れるのは私は賛成できない。1人反対なら1人反対でいいのですけれども、賛成はできません。

○樫谷先生 結局、生産量なのです。ポイントはね。だから、瓦れきの量でしょう。何のために瓦れきを撤去するかと、こういう話になって、生産量の確保というのであれば、

生産量をアウトカムにして、ただし、それは目標どおりいけというのではなくて、乖離が必ずあるので、そこと差を分析することに、事業計画でも同じなのですね。計画をつくるということは、計画どおりやれというのではなくて、計画と差があったときに、どういう理由でどうなっているのだということがきめ細かく分析できるようになっていけばいいと私は思っています、それは必ず目標が生産量を達成しないといけないということとはちょっと違うのかなと思うのです。要するに、中身がわかればいい。内訳がわかればいいと私は思っています。別にこだわるつもりはありません。

○河村先生 レビューシートに書くとき、細かくいっぱい書くのも非現実的ですね。やはり全体の数字を出すのかなと思うのです。数字を把握するのは全然異論はなくて、全体だけではなくて、細かくというのはわかるのですけれども、水産庁として、被災された県にどう政策対応していくかという全体的な政策運営上のアウトカム目標ですね、漁獲量ができるだけ回復するように努めるというのは。それは瓦れきの撤去もあり、漁業を営む方への支援ということもあり、ほかの問題もありますね。環境上の問題だってあるわけですし。そういうのも全部ひっくるめてのアウトカムとしての目標の設定ならいいですけれども、瓦れきのところだけで単独の目標で持ってきてしまうのは、ちょっと難しいのではないかと。

○樫谷先生 私は逆に、瓦れきの撤去量をアウトカムにすると切りがない、エンドレスになるのではないかと懸念していますね。つまり、どんどん、どんどん流れてくるのではないかと。そうすると切りがないので、何か終期を入れなければいけない。生産量というのは漁獲量ですね。漁獲量もきめ細かく見て、別の原因であれば、目標達成したことになりますから、それでいいのではないかと。私が生産量にこだわっているのはそこなのですね。

○河村先生 ですから、もし入れるのだったら、途中の議論でも申し上げたのですが、震災前までの漁獲量に回復という目標は外されたほうがいいのではないですか。私も把握するのはいいのですよ。

○樫谷先生 震災前の漁獲量をベンチマークにして、きめ細かく、それぞれ対応する。

○河村先生 アウトプット指標なのではないかなという気もしますけれどもね。ちょっと微妙なところですね。樫谷先生がおっしゃることもわかるのです。一つのすごく重要な、把握できる数字ではあるけれども、ほかの要因も結構振らされてしまうし、震災前としてしまうのは、今の数字の推移を見ていると、ちょっと無理があり過ぎるのではないかと感じると思います。

○樫谷先生 震災前のものをベンチマークにすればいいということだと思えるのです。それで、理由によって変えていくと。

○阿部先生 具体的なコメントの記載に関して、アドバイスございますでしょうか。前半で不適切と言い切っているところを、仮に使うのであればというつながりが少し悪いように思うのですけれども、不適切であるなら、ほかの指標を考えるべきということになるのかなと思うのですが、今、議論していただいた部分も含めて、具体的にどのように変えたらいいか、御意見をいただければと思います。

○樫谷先生 アウトカムとしては不適切ではない。アウトプットは瓦れきの撤去なのでですね。あるいはインプットは何回出動したかみたいな形ですね。アウトプットは瓦れきをどれだけ取ったか。それによってどういう効果が出たかがアウトカムですね。漁業で言えば、もちろん環境とか、いろいろ影響もあるので、漁業だけではないのかもわかりません。

○農林水産省担当者 ありがとうございます。

水産庁という立場から見れば、サンマとか、沖のほうでとれる魚種を指標の漁獲から除いて、純粹に瓦れきで今、苦しんでいるところにかかわる漁業の漁獲量の指標と改めるとか、そういう手法はあると思いますので、より現実的なものを前向きに考えさせていただければと思っております。

○樫谷先生 近海にスイッチしたほうがいいのかもわかりませんね。遠洋は関係ないですね。近海、沿岸漁業ですね、影響するのはね。

○阿部先生 どうぞ。

○河村先生 私が言っているのかわからないですけども、表現の案ですけども、3つ目の○、「生産量の目標については、瓦れき回収量と漁業生産量との間に相関関係が見られないため」まで残して、そこから先を、遠洋以降のところにつなげたらどうですか。「遠洋、近海、沿岸別や地域別など、きめ細かな生産量の把握に努め」という感じで持っていたらどうですか。生産量の把握に努め、アウトカムとするかどうかはちょっと議論があると思いますけれども。

○樫谷先生 生産量との間に相関関係が見られないのではなくて、明確でないため。

○河村先生 ないため、これこれのようなきめ細かな生産量の把握に努め、今後の事業の継続に関して参考にしていくべきであるとかとするのはいかがでしょう。アウトカムにしろという御意見もあるので、そこは多分、2つに分かれると思うのです。

○樫谷先生 私はアウトカムとは言っていないのですが、どうでもいいのですね、そんなことは。やはり生産量だろうと思います。ただ、生産量の中身が問題なのだということですね。

○阿部先生 一つの案として、3番目、生産量の目標については、瓦れき回収量と漁業生産量との間に相関関係が明確ではないため、今のままでは、あるいは現状では不適切である。震災前の生産量との比較ではなく、遠洋、近海、沿岸別や地域別など、きめ細かな生産量の把握に努め、それぞれの状況に応じた対応をとるべきであると。

○中里先生 なるほど。

○樫谷先生 よろしいのではないですか。

○阿部先生 よろしいですか。

先ほど御指示がございましたので、最初の1点目でございますが、事業の効率的な実施を図るため、平成28年度限りの廃止も含め、回収量の進捗状況を踏まえながら、終期の前倒しを検討すべき。また、福島県の手がつけられていない地域にあっては、別の事業、ここ、予算と申し上げたのですけれども、別の事業にすることも検討すべき。そのように修

正させていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「わかりました」「オーケーです」と呼ぶ者あり)

○阿部先生 では、以上をもちまして取りまとめコメントとさせていただきたいと思えますので、ありがとうございました。

○大西参事官 ありがとうございました。

それでは、次の事業の議論に入らせていただきますが、ちょっと時間押ししてございますけれども、準備でき次第、先生方の御用意もよろしければ始めさせていただくという形で、よろしく願いいたします。

(農林水産省関係者退室)

(休憩)

(環境省関係者入室)

○大西参事官 準備が整いましたので、それでは、「三陸復興国立公園等復興事業」の議論に入らせていただきます。

事業所管部局である環境省から事業概要の説明をお願いいたします。

○環境省担当者 環境省の自然環境局自然環境整備課長でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、御説明に移らせていただきたいと思います。私どもの資料をお配りしていると思えますが、8ページに概要を書かせていただいておりますので、そちらをまづごらんいただきながらお話をしたいと思います。

この事業でございますけれども、三陸復興国立公園等復興事業は、甚大な被害を受けました国立公園の利用施設の復旧と観光を復興するための自然公園の中の施設の整備、それから、東北太平洋自然歩道、私どもはみちのく潮風トレイルと呼んでおりますが、これの全線で統一した標識とインフォメーションセンターなどの利用拠点施設の整備により、観光産業を初めとした地元雇用の創出等の地域再生及び三陸復興国立公園を訪れる方と被災地の方々の交流を通じて復興を図ることを目的としております。

この事業でございますが、平成23年7月に閣議決定されました東日本大震災からの復興の基本方針におきまして、陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し、三陸復興国立公園を設けることが位置づけられましたことを受けまして、環境省が平成24年5月に策定いたしました三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興ビジョンに基づいて実施している事業でございます。

この必要性につきましては、12ページに三陸復興国立公園の利用者数の推移を示させていただいております。震災前の平成21年には年間699万人の利用者があったわけでございますけれども、震災の年でございます平成23年は46万人ということで、約15分の1まで落ち込んでいたということでございます。利用者数を回復させることが、震災からの復旧と観

光産業にとっては非常に必要性が高いものと認識しておりまして、国立公園の施設の復旧や整備を地域の方々の意見も聞きながら進めております。さらに、岩手県を初めとした県や市町村から施設の復旧や整備について多数の陳情や要望が寄せられているところでございます。

定量的な成果目標につきましては、利用拠点の年間利用者数を震災前の5年間の平均利用者数である297万5,000人に戻し、さらには、それを上回ることに設定をしております。これによりまして復興に寄与することとしております。

この事業の実績でございますけれども、先ほどの8ページのパワーポイントの資料をごらんいただきますとわかりますように、陸中海岸国立公園、従来からありましたもので、普代村、宮古市、気仙沼市、大船渡市等の被災した公園施設の園地、広場、キャンプ場、歩道等の施設や、トイレ、休憩所、あずまや等の建築物の復旧、それから、新たに県立自然公園及び国定公園から国立公園に編入いたしました地域におけますインフォメーションセンター等の利用拠点施設や園地、広場、歩道等の施設整備を実施しました。

10ページに年度ごとの進捗状況をお示ししております。ここで1点おわびがございまして、右下に事業進捗状況と書いてありますが、赤丸で事業着手中というのがございます。実はこれは先ほどお話ししましたとおり、途中で国立公園に編入したい部分がございますので、このうち⑦と⑧の青森県の種差海岸、小船戸、階上岳山頂、それから、⑨、⑩、⑪の宮城県の月浜、戸倉、鮎川浜につきましては、それぞれ三陸復興国立公園に編入した平成28年度、平成26年度ころから整備を実施しております。それ以前のマルは、事業着手中という表記は誤りでございますので、訂正させていただきますとともにおわび申し上げます。

この事業の効率性でございますが、事業費につきましては、コストの縮減を図り、年次計画をもとに整備内容に合わせ必要な予算額とし、一般競争入札を原則として実施しております。

国費投入の必要性でございますが、国立公園の保護または利用のための施設の整備及び管理は自然公園法上、国が執行することが原則となっております。また、先ほどもお話ししましたが、関係する県、市町村からも、国による整備の要望が寄せられているところでございます。

以上のように、本事業は震災からの復興に大きく寄与するものでございます。12ページの利用者推移のグラフにありますとおり、まだまだ復興途上という状況でございます。被災地、地域からの要望は現在も寄せられておりまして、来年度以降も引き続き実施する必要がある事業と確信をしております。

お配りしたパワーポイントの資料では、先ほど①から⑬まで、各地域をお示ししましたが、これにつきましては、整備前と整備後を13ページから23ページ、それから、24ページには、現在の利用の状況の写真をつけさせていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

○大西参事官 この事業につきまして、具体的な選定理由及び議論すべき論点につきましては、1ページに掲載してございます。

それでは、質疑に入らせていただきます。御質問等のある先生は挙手をお願いいたします。

河村先生、お願いいたします。

○河村先生 御説明ありがとうございます。

論点のところにも書いてあるのですけれども、集中復興期間における三陸復興国立公園での整備事業は予定どおり完了しているのか、この予定についてお尋ねしたいと思います。もう既に平成23年度の補正からやってらした事業だと思うのですけれども、きょう御説明いただいた資料のパワーポイントの2ページのところで、三陸復興国立公園等復興事業工程が書いてあって、平成23年度の補正からどうお取り組みになっていらっしゃるのかが出ていると思うのですが、私、きょう、これを拝見してすごくびっくりしたのですけれども、一番下に進捗率が入っていますけれども、事前勉強会のときには、そのかわりに保全事業等というのがありまして、それは平成28年度の半ばから平成32年度にかけて、生態系の保全・再生に取り組んでいかれるというのがあったはずなのですけれども、なぜかきょうの資料からは消えている。こういうタイミングで、6月に事前勉強会で御説明していただいたのが、公開プロセスに係る段階で、私は、最初、お取り組みになるときに、事業の予定というか、工程表というのがある、それに沿って粛々とやっていらっしゃるのではないかと思っていたのですけれども、この1～2週間の間で消えてしまう、事業が何かやらなくてもいいことになっているのかなと思われる、これはどういうことなのでしょう。

○環境省担当者 お答えいたします。

前の勉強会の資料は、先生、今、お話しになったとおりでございまして、再生事業というのがございます。今後どうするかというところにつきましては、実はまだ今、検討中というところもございまして、前の勉強会のときには載せさせておったわけですけれども、ここでは、今後の事業ということもありまして、確定的な、必ず実施するということにまだ至っていない部分があったものですから、除かせていただいたという事情でございします。

○河村先生 そんなに柔軟なものなのですか。復興庁にお尋ねしたいのですけれども、こういう事業の計画は、少なくとも取り組む段階から全部かかり決められるものではないというのはわかるのですけれども、こんなふうに急になくなったりすることがあるものなのですか。

何でお尋ねしているかという、事前勉強会のときにも申し上げたのですけれども、アウトカム指標が施設の利用者数だけになっている。施設の利用者数を把握するのは私も異論はないのです。けれども、これは、観光庁がやっていらっしゃる事業とか、国土交通省がやっていらっしゃる公共事業ではないのです。環境省としてやっていらっしゃる事業で、国立公園で国が管理されていて、生態系の保護にとりわけ留意しなければいけな

い、そういうエリアだからこそ環境省がなされると思うのですけれども、それに関するアウトカム指標がない。そうしたら、こういう対応ですね。生態系の保全・再生を仕事から外されて、そういうことなのかなと理解しますけれども、済みません、復興庁にお尋ねしたいのですが、このように事業を突然やらなくなるということはよくあることなのでしょうか。

○小瀬参事官 お答えします。

事業の内容によっては、必要がないものであれば要求しない、あるいは必要があれば要求していくというものでございます。

本件については、環境省が前回の勉強会でどの程度の確度をもって言われたのか、私どもは把握していないのですけれども、必ずしも決めたものをずっとやるというものでもありません。ただ、環境省の今の説明によりますと、むしろ今後どうするのかということについて、まだ決まっていないものを資料に載せておられたのかなと、その理解でよろしいのでしょうか。

○環境省担当者 はい。

○河村先生 そうすると、何で環境省がここの仕事をするのかというときに、事前勉強会のお示しいただいた資料だと、順番に施設の復旧とか、観光地再生のための拠点整備をやってこられて、後半の期間のほうは観光振興のための海岸トレイルの整備に入られると。これだけだと普通の公共事業みたいですね。でも、生態系の保全・再生も入っているから、だんだん整備が進んできたところでは、もともと本業であられるようなところにもお取り組みになられるのかなと理解していたのですけれども、そこは全然、何もなさらないということなのですか。

○環境省担当者 お答えいたします。

先ほどお話ししましたとおり、今後どうするかということについては、まだ検討しているということでございます。ただ、9ページのパワーポイントの資料にお示ししておりますとおり、これまで施設の復旧とか、拠点の整備もやってまいりました。今後、特に力を入れるものとしては、観光振興のための海岸トレイルの整備に力を入れていこうということで考えております。環境省といたしましては、自然の保護は当然でございます。それに加えて、自然の保護、それから、利用という点も、国民の方々に自然に触れ合っただけのような施設をつくっていくことも私どもの大切な仕事の一つと考えておまして、そういった中で、今回、三陸復興国立公園等復興事業を対応させていただいているということでございます。今後は歩道を整備して、三陸の海岸に沿ったトレイルを国民の方々に楽しんでいただく、自然に触れていただくことが今回の事業の主な目的と考えております。

○河村先生 今、おっしゃったような本来のところのお仕事はもちろん取り組まれるということなのですが、であれば、アウトカム指標にもきちんとそういうものを入れられたらいいのではないですか。利用者数だけというのはちょっとおかしいのではないかなという気がします。これだけ大きな大災害が起こって、生態系にも多分、影響がすごく出ていま

すね。そこを把握して、実際に事業をやっているエリアでどれぐらい戻りつつあるのかということも並行してアウトカム指標として把握すべきなのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○環境省担当者 先生が今、お話しされたことは理解しました。いずれにしても、人数をどうやってカウントしていくのかということもございまして、そういう中で私どもが整備したところの利用の状況について把握するというのが、ある意味、簡単というか、そういう部分がございまして。先生が今、お話しいただいたような観点から、どんなものができるのかというのは、今回の資料には載せていませんけれども、来年度以降もこういった形でまとめていかせていただきますので、どのようなものが使えるかということについてはちょっと検討させていただければと思います。きょうは先生に十分答えられるような指標になっていないということについては申しわけないと思うのですが、そういうことでいかがでございましょうか。

○河村先生 ぜひお願いしたいと思います。アウトカム指標は、人数とかとると、割とぐいぐいと伸びていったりとかすると、すごく見てくれはいいですね。でも、そういうものだけがアウトカム指標ではないと思うのですね。生態系がどれくらい壊れてしまった、植生がどうなったとか、そういうことを、私は専門外でよくわかりませんが、多分、捉えられると思うのですね。そういうのは、だんだん改善していく状況が目に見えて上がっていくような数字ではないかもしれませんが、もともとあの地域の生態系、こういうものがあって、どういう植生があってというのがどうなっていったのか、どれぐらいもとに戻りつつあるのかということもあわせてお示しいただけると、それも本当に立派なというか、大事なアウトカム指標ではないかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○大西参事官 中里先生、お願いします。

○中里先生 行政事業レビューの公開プロセスは役所の方が結構ディフェンシブになって、余計なことを書くとやばいのではないかとか、考え過ぎてしまうことがあるのではないかとあって、今の河村先生の御質問はものすごく環境省を応援しているわけですね。環境省の本業をですね。ただ、国立公園というのは、環境をそのままほったらかしておけばいいということではなくて、人に来てもらって、見てもらってという、ちょっと人の手が加わるところもあるので、明確な数字である利用人数だけにして、生態系とかまで入れてしまうとあいまいになってしまうかなという心配をしたということですか。

○環境省担当者 中里先生が今おっしゃったとおりの気持ちがございまして。繰り返してしまうのですが、私の課の仕事は、自然に親しめる施設をつくるというのが大きな仕事でございまして。そういう意味では、その施設をつかって、そこをどれだけ国民の方々に利用していただけるかというのが大変大きな指標になるとも考えております。ただ、河村先生おっしゃったとおり、いろいろな指標があると思いますので、そこはちょっと考えたいと思いますが、1つの指標としてはこういうのがあるということで、私どもはそれを

指標とさせていただいたということでございます。

○中里先生 本業の生態系は、全部おろさないで出されたほうが環境省らしいというのか、いい感じがしますけれどもね。

○環境省担当者 わかりました。

○樫谷先生 今のことなのですけれども、まさにそのとおりだと思います。いずれにしても、直後と今を見ると、単純に言うと、前のものと違うものをつくろうとしているわけですね。そういう意味では、環境が崩れたと言えば崩れるわけです。でも、環境省としては、現状の環境を維持・向上しながら、こういうものをつくっていくということなので、本当に維持できているのかと。若干形が違うので、公共事業をしてしまったので、当然そこでは違うのだけれども、本来守らなければいけないものがちゃんと守られているのかどうかということも、当然、指標に、どういう指標がいいのか、よくわかりませんが、重要だと私は思います。

○環境省担当者 わかりました。

○大西参事官 茶野先生、お願いします。

○茶野先生 もう一つ、この前、勉強会で河村先生が御指摘されて、私もそうだなと思ったところが、主要施策の観光立国というのがこれでいいのですかという御質問をしまして、それについては、これで問題ございませんという御回答が来ているのですが、観光立国って、私も調べたのですが、国交省とどこかが言っているのに、経済波及効果の多い観光は、急速に成長するアジアを初めとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域活性化とか何とかと書いてあって、観光立国と言ったときに、世界の需要を取り込むところの観点が入ってきていると思うのですけれども、もしそれに沿ってこの事業をされるのであれば、どれだけ英語とか、各国語の標識を入れるかとか、そっちのほうに議論が行ってしまうのではないかと、そういうものではないかと思うのですけれども、今までの御説明を聞いていると、そういうところはなくて、施設の復旧であるとか、観光地再生のための拠点の整備ということで非常に力説されていたと思うのですけれども、本当に観光立国ということでこれをされているのか、もう一度お聞かせください。

○環境省担当者 では、お答えさせていただきます。

このレビューシートのつくりがそもそも、こういう御説明で御納得いただけるかなのですが、いろいろな分野がございまして、環境省として、この施設が、先ほど課長が説明しましたように、公園の利用をしていただくことを主眼にさせてもらっていますので、ほかのセレクトができないようなカテゴリー分けであったものですから、ストレートに自然環境の保全という目的が政策目標の中にあれば、それを選ぶのですけれども、それが項目として立っておりませんので、大変恐縮なのですが、この観光立国というところを選ばせていただいております。ただ、この事業自体には、自然環境の保全と、国民への国立公園の利用促進というところを兼ね備えておりますので、中身的にはそうなのですけれども、項目がなかったというところの御理解を頂戴できればと思います。

それと、先ほど御質問がありました中で、成果目標が観光に関することになっていることと絡むことになるのですけれども、保護のほうはどう進めているのかというところでは、途中で説明しましたように、もともと県立自然公園であったところ、あるいは国定公園であったところ、これらは県が管理されておった公園なのですけれども、そういったところを国のほうで、現場にいる職員を保護官と言っていますけれども、現場の職員を配置して、許認可業務ですとか、そういうのを国がみずからやるということで、一定の保護規制の強化を図れているのではないかと考えております。

以上です。

○大西参事官 山田先生、お願いします。

○山田先生 私もこの9ページの突っ込みなのですけれども、こちらの事業の問題点は、一者応札の問題と、翌年度に繰り越しがすごく多いという点だと思うのですが、平成28年度の進捗率が76.5%で、これはすばらしい、去年が45.7%だったのが、すごくはね上がっていると一瞬思ったのですけれども、よくよく考えてみると、平成28年度は今ですね。平成28年度は76.5%は确实だというのが現時点でめどが立っているという理解で大丈夫でしょうか。

○環境省担当者 平成28年度の分につきましては、前年度の繰り越しを含めて、今、執行中でございますので、ここは執行を終えればという数字ではございます。

○山田先生 つまり、要は、契約は全部してあって、お金も払っているのが76.5%という理解で大丈夫でしょうか。

○環境省担当者 契約済みで支払いが終わっているということでは、平成27年度までが進捗率ということになります。それ以降、平成28年度の分については、まだ契約中のものもありますし、これから発注する業務もございます。

○山田先生 ということは、平成28年度の進捗率は、76.5%（予定）ぐらいのイメージで大丈夫ですか。

○環境省担当者 さようでございます。

○山田先生 だったら、そう書いてほしいという話はあるのですけれども、ちょっとこれはずるいなと思いました。

進捗の遅さに絡めて、入札も一者応札も多く、そんなに盛り上がっている感がないのですが、一者応札の状況の改善策は、去年も多分やったと思うのですけれども、去年とか、ことしの状況はどうなのでしょう。実際、大分改善されている感じなのでしょう。

○環境省担当者 昨年のレビューシートと、平成26年度の実績と平成27年度の実績ということで、お手元には平成27年度のレビューシートが配られているかと思いますが、その数字でいきますと、一者応札の数はほぼ同じでございますが、余り改善がされていないというのが正直なところだと思っております。

ただ、パワーポイントの資料の11ページにお示ししておりますとおり、一者応札への対応ということで、施工実績などの入札参加要件の緩和ですとか、入札を複数回やる場合に

は等級を指定しないといったことなど、改善策を継続してやっております。一方で、被災地については、まだまだ事業が多くございまして、自然公園の事業だけではないので、参加できる業者、あるいは技術者そのものの数も足りていないということで、どうしても参加できる業者が限られているという状況はまだございます。

○山田先生 今、復興の特需がまだある地域と、終わった地域と、まだら模様だとは思いますが、現状、みちのく潮風トレイルの事業とかにおいて、どの地域が特に人手不足と申しますか、困っていらっしゃるのでしょうか。

○環境省担当者 資料の7ページのところに支出先上位10社リストがございまして、ここで入札者数1となっている案件が5つほどございますが、入っている業者自体は、どの県に偏っているということはありませんで、東北の3県に割と分散しておりますので、どの県でというのは、今、ここでは分析、確かなものとして申し上げることができない状況でございます。

○山田先生 ということは、東北全体でまだまだ人手が足りていないと。その状況を直撃を食らっていると言うと変ですけども、要は環境が悪いという話、建設業的な問題があるということなののでしょうか。

○環境省担当者 御指摘のとおり、状況は変わっていないというところがあるのと、環境省の工事の場合は、例えば、県庁所在地から離れている現場であったりですとか、6番の気仙沼大島などですと、離島で工事をしなければいけないということで、業者側も参加することがなかなか困難だと判断される工事も多くあると思っております。そういったいろいろな条件が重なって応札者が少ないというところが生じておると思っております。

○山田先生 そのあたりは、もっと入札がふえるようにとか、復興庁がいろいろとアドバイスされているのでしょうか。

○小瀬参事官 執行に当たりましては、それぞれ執行官庁でやっていくのが通常でございますが、行革のほうからも言われているように、一者入札をできるだけなくすようにとか、そういう指示は別の形で情報提供するなりはしているところでございます。

○大西参事官 山田先生、お願いします。

○山田先生 また入札の件であれなのですけれども、ちなみに説明会とかにはもっと人がいっぱい来る感じなののでしょうか。

○環境省担当者 説明会に関しましては、環境省のほうでは、基本的に現地説明会だとか、入札に関する説明会は、工事関係につきましては特にやっている状況ではございませんので、それによって来る人たちが限られているということではございません。

○山田先生 当然、ホームページとか、そういうのを出したら来るかと、それではいつまでたっても人が集まらないわけで、ほかの省庁で説明会をやっているのに、もしかしたら環境省は説明会をやってはいけないという法律があるのかもしれませんが、そういうのが仮にないとなれば、ちゃんと声かけて説明会して、より入札者をふやすような努力、努力していないのに、単に緩和しました、等級を指定しませんでしたという汗をかかない

努力をされても、そこは一者応札への改善、頑張っているというようには、国民の目には受けとめられないかなとは率直に思いますが、どうぞ。

○環境省担当者 会計課の者でございます。

環境省といたしましては、公共事業以外にも、一者応札についてはいろいろ問題があると思って、その改善策を対応させていただいております。環境省本省の中の調査とか、いろいろな事業については、説明会に来ることを条件としないとか、逆にそういうことを減らしていくことを、一者応札を改善する方策として実はやっているところでございまして、過去にも公園事業についてもやはりそういう形をやった時期があるのですが、公共事業が他にある中で、僻地の工事のしにくい場所でやる工事については、業者がなかなか入ってきてくれない。言い方がよくないかもしれませんが、なかなか利益が上がらない仕事は環境省の公共事業というか、規模も大きくない、重機がなかなか入りづらい、こういった条件が余りよくないところでの工事ということなので、業者にお声がけしても、うーんということで、なかなか難しいのかなと思っています。

○山田先生 声はかけていらっしゃるということですね。

○環境省担当者 公共事業に関しての話なのですが、入札の前に、要は入札業者が集まるようなことをするのが余り適切でないという認識のもとで、特に公共工事につきましては、入札前の説明会だとか、現地説明会をやらないのが慣例だと認識していたのですが。

○山田先生 ケース・バイ・ケースですね。結局、条件にしたりして排除するのはよくないです。ただ、今回問題となっているのは一者応札が続いているけれども、どうしよう問題なので、そこでいろいろな方策があるのかなというので御質問させていただきました。

○大西参事官 まだ時間がございますから。

○樫谷先生 今の7ページのところで、総合評価入札と一般競争入札のと、ハイフンのところがありますけれども、ハイフンのところは自由契約ということなのですか。

○環境省担当者 これは、公募型で指名競争入札ということでございます。

○樫谷先生 公募型の指名競争ですか。総合評価入札と一般競争入札と、基本概要だけから見ると、ちょっとわかりづらい。似たようなところがあるのかなと思うのですが、総合評価方式のところと一般競争と、具体的に、こういうことなので、ここは総合評価にして、これ全部でなくてもいい、サンプルでいいですから、ということがわかれば。わからないですかね、今は。

○環境省担当者 比較的額が大きいものを総合評価に付していると見ていただければと思います。上から額が大きいわけですが、5つ目までは総合評価でさせてもらっております。技術的に高度なものですとか、そういうことを求める工事の場合には、そういった点を評価したいので、総合評価で入札をさせていただいております。

○大西参事官 まだコメントシートの記入を終えられていない先生、よろしく願いいた

します。

河村先生、お願いいたします。

○河村先生 ちょっと時間があるみたいなので、具体的なお取り組みをお尋ねできればと思うのですが、実際に復旧された写真をたくさん載せてくださっていて、例えば、13ページの例で、普代村のところで、被災した野営場、キャンプ場を園地として整備ということなのですが、これを見ると明らかに、要するに津波をかぶってしまったということですね。そういうことですね。私は文系の人間で、素人でわかりませんが、それでも、山崩れとかとまた違う、これだけ津波がわっと来てということになれば、相当生態系が狂ってしまうことになるのではないかと思います。ことしの7月供用予定の整備イメージができていますけれども、こうやって整備ができてしまうと、もうこれで大丈夫という感じなのですか。それとも、もとの生態系に近いように戻していくには、一旦、とりあえず供用が開始された後も、いろいろな作業とか事業が必要になるものなのではないでしょうか。

○環境省担当者 施設の種類によって、完成後の維持管理の仕方は変わってくる部分がございます。ここにつきましては、園地として整備しておりますので、広場は利用者が使えるように、例えば、草刈りをしたりですとか、そういう部分も出てきます。それ以外に、園地の周辺で自然のまま放っておくところについては、そのまま回復を待つことになるということがございます。

○河村先生 回復を待つのは、自然にもとに戻っていつてもらうのを待つ、何か手を加えるとか、そういう感じではないのですね。

○環境省担当者 それも、お答えが適切かあれですが、ケース・バイ・ケースでございます。もともとの植生がどうであったとか、その場所が人の手が入っていたかどうかとか、そういうことによって管理の仕方を変えていくということがございます。もちろん、周辺を仮に樹林に戻すとしても、近くに歩道が通っていたりして利用者に危険が及ぶということであれば、枝払いをしたり、間伐をしたりという管理も当然出てきますし、そういったのは周辺の環境と利用の実態を見ながら実際の維持管理作業をやることとなります。

○河村先生 事業の進捗状況は10ページで年度ごとに書いてくださっていて、赤い丸、塗りつぶした事業完了がどんどんふえていっていると思うのですが、こうやってごらんになると、直近の年度ですと、大体赤くなってきているかなという感じなのですが、こういう中でも引き続き保全ということで事業が必要なおところがありになるかどうか1つと、もう一つは、これだけ大規模な津波が来て、さらわれてというのはなかなかないことだと思いますけれども、地震は地震で大変なのですが、そういう例と比べて、津波の場合、もとの自然環境に戻していくというのは、やはりすごく難しいところがあるのでしょうか。2つお尋ねできればと思います。

○環境省担当者 御指摘いただきましたとおり、大分赤く塗られている部分がふえておりますので、事業は、進捗率を見ていただいてもわかるように、収束に向かってきているのですが、自然公園の施設については、完成して終わりということではございません

ので、その後ずっと維持管理の業務は続けていくこととなりますので、それぞれの整備した場所において、今後も長年の維持管理をしていかなければいけないという中で、環境の回復も図っていくこととなります。

それから、2つ目の御質問につきましては、済みません、ちょっと。

○河村先生 津波の被害というのはなかなかないではないですか。

○環境省担当者 津波の被害が特殊なのかどうかというところでございますけれども、正直申しまして、施設の復旧という意味では、津波の場合は全く既存の施設がなくなってしまったという部分がありますので、通常の老朽化して建て直すという整備とは全く異なるものであったというところはあると思いますが、整備する内容について、普通の自然公園の整備と何か大きく違うかと言われれば、でき上がる施設自体はそんなに大きな違いはないというところでございます。

ただ、この震災の復興の中で特に特徴的な施設として、14ページにメモリアルパークという形で、中の浜というところに整備をした施設がございまして、これについては、もともとキャンプ場があったところですので、炊事棟を被災したそのままに遺構として残していたり、あと、津波の高さを体感していただくために、写真のところは丘状になっているのですけれども、ここの上に登ると津波の高さがここまで来たというところをみずからの目線で感じていただけるということで、こういったところはほかの公園とは違う三陸復興国立公園の特徴として整備をしたところでございます。

○阿部先生 それでは、取りまとめコメント案でございますが、評価結果は、事業内容の一部改善とされた方が5名で、現状どおりとされた方が1名でございました。

したがって、評価結果としましては、事業内容の一部改善とし、取りまとめコメントは3点ございますが、第1点目、アウトカムとしては、観光だけでなく、環境保全に係る指標を入れるべき。

2点目、一者応札、高い落札率の現状を踏まえ、入札に当たっては、より競争性を高める施策が必要。

3点目、東北新生を内外に示すシンボリックな事業であることに鑑み、執行率を上げ、整備事業の確実な完了に努めるべきである。

以上でございますが、先生方、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、以上をもちまして取りまとめコメントとさせていただきます。ありがとうございました。

○大西参事官 どうもありがとうございました。

ただいまの事業をもちまして本日の議論は全て終了いたしました。長時間にわたりまして活発な御議論を頂戴しまして、まことにありがとうございました。

最後に、小瀬参事官より御挨拶を申し上げます。

○小瀬参事官 本日は大変暑い中、長時間にわたりまして大変精力的に御議論をいただきました。きょう取りまとめいただきました御指摘、いろいろあったと思いますが、

しっかり受けとめまして、来年度の予算要求、あるいは予算執行、こういったものに反映させていきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。